

平成29年第3回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成29年6月13日（第5日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	友田香将雄	9番	吉岡英允
2番	重富邦夫	10番	片渕彰
3番	中村秀子	11番	草場祥則
4番	定松弘介	12番	井崎好信
5番	川崎一平	13番	内野さよ子
6番	前田弘次郎	14番	西山清則
7番	溝口誠	15番	溝上良夫
8番	大串武次	16番	片渕栄二郎

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	松尾裕哉
企画財政課長	井崎直樹	税務課長	木下信博
住民課長	門田和昭	保健福祉課長	大串靖弘
長寿社会課長	矢川又弘	生活環境課長	門田藤信
水道課長	喜多忠則	下水道課長	片渕徹
農業振興課長	堤正久	産業創生課長	久原浩文
農村整備課長	山口弘法	建設課長	荒木安雄
会計管理者	小池武敏	学校教育課長	吉岡正博
生涯学習課長	千布一夫	農業委員会事務局長	西山里美
白石創生推進専門監	久原雅紀	主任指導主事	石橋佳樹

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	小柳八束
議事係長	中原賢一
議事係書記	峯茂子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

10番	片渕彰	11番	草場祥則
-----	-----	-----	------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

5. 片渕 彰議員

1. 有明海沿岸道路の整備について
2. ふるさと納税について

6. 中村秀子議員

1. 小中学生のスポーツ活動について
2. 空き家対策について
3. 女性の活躍の在り方について

7. 友田香将雄議員

1. 地域で高齢者を見守る取組みについて
2. ICTの利活用とプログラミング教育について
3. 行政情報の発信と意見公募手続きについて

8. 重富邦夫議員

1. 農業の振興について
2. 防災計画について

9時30分 開議

○片渕栄二郎議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

暑い方は上着をお取りください。

昨日の溝口誠議員の一般質問に対する答弁の中で一部訂正をしたいと生活環境課長から申し出がっておりますので、これを許可いたします。

○門田藤信生活環境課長

昨日の一般質問の中で不法投棄の防止対策についてということで御質問がございました。この中で2番目の町内における不法投棄の現状について問うという中で、まず第1点目ですけれども、この罰則規定の中で個人の場合、5年以下の懲役もしくは1,000万円の罰金というふうなことで申しておりましたけれども、正しくは5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金ということで訂正をさせていただきたいと思っております。

それと2点目なんですけども、これは質問の3番目で不法投棄の撤去と不法投棄を防止する対策について問うということで、この中で答弁として廃棄物の処理及び清掃に関する法律において清掃の保持等ということで昨日答弁をいたしておりましたけども、正しくは清潔の保持等ということで規定されておりますので、この2点を訂正しておわびいたしたいと思います。

○片渕栄二郎議長

ただいまの発言訂正の申し出については、会議規則第62条の規定に準じ、これを許可することといたします。

申し上げます。溝上良夫議員から離席の届け出がっておりますので、報告いたします。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、片渕彰議員、草場祥則議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、これより一般質問を行います。

本日の通告者は4名です。順次発言を許します。片渕彰議員。

○片渕 彰議員

皆さんおはようございます。

私が本日のトップとして質問をいたしますが、大きく2点質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、通告どおりですね、沿岸道路の整備について。これ、県の事業でございしますが、その後の質問についての重大なところがありますので、お答えをいただきたいと思っております。

この沿岸道路整備については、以前井崎議員も詳しく質問されておりましたが、今回は盛り土ということで、その1点で質問をさせていただきます。

今、佐賀福富道路の試験盛り土は山土を利用しているが、福富鹿島の整備区間の盛り土について山土を利用する計画になっているかどうかお尋ねいたします。

○荒木安雄建設課長

片渕議員の盛り土に山土を利用するかという御質問でございます。

佐賀福富道路の福富区間は現在試験盛り土を実施中で、盛り土材として武雄市の山土の新規土と嬉野で行われている県道の掘削工事で発生した山土を搬入して実施されていると聞いております。議員おっしゃいます福富鹿島道路の整備区間については、

福富区間より有明粘土層が厚いことから、現在軟弱地盤対策工法の検討や道路設計等などが行われているところでございます。つきましては盛り土材に山土を使用するという計画までは至っていない状況でございます。

以上でございます。

○片渕 彰議員

ありがとうございます。

それでは、大事なところに移りたいと思っております。

福富鹿島道路についてのお尋ねでございます。福富鹿島道路については、前回先ほども申しましたように井崎議員の質問の折にいろいろ資料を取りそろえていただいております。有明粘土層ということで深層改良が必要だということで、工法的なことも今上げていただいているわけです。これはコラム方式にした一つのコンクリート柱みたいなこれを1.5メートルから2メートル範囲に柱をつくっていくような工法もお伺いしております。そこで、福富鹿島道路の地層は軟弱な、有明粘土層が非常に厚いため、深層混合、セメント改良を用いた改良を行うということで計画されております。白石平野では規範的な農業排水、これ270キロと書いておりますが280キロの訂正をお願いします、280キロ整備されております。その水路に堆積した泥土を深層改良処理で改良した地盤の盛り土に活用できないかということで、そうした場合に受け入れる土の基準ですね、改良した土の基準あたりが決まっているかどうかお尋ねします。

○荒木安雄建設課長

受け入れ基準の御質問でございます。有明海沿岸道路工事の盛り土材の受け入れ基準について申し上げます。

現在行われている有明海沿岸道路工事では、受け入れ土を改良土、普通土に分けて受け入れられております。改良土とは河川工事のしゅんせつ等で発生したものに石灰系改良材を混合した土のことをいい、普通土とは地山の掘削などのそのまま受け入れ基準を満足する土のことをいいます。盛り土工事における品質確保の観点から一現場から搬出される土量が1,000立方メートル以上から受け入れることになっております。強度については現場搬入時点での強度がコーン指数で1,200キロニュートン/平方メートル以上を確保しなければ受け入れができないそうでございます。また、有害な成分を含む土砂は受け入れられないとお聞きいたしております。

以上でございます。

○片渕 彰議員

今の基準をお伺いしますが、コーン指数で1,200ということでございますが、大体石灰処理を行った場合、良質の泥でありましたら立米30キロぐらいの添加率で補うことができると思いますが、30キロか40キロですね、そうした場合は仮に石灰がトンあたり2万円とした場合が30キロか40キロというのは、もし30キロでその値を満足するということであれば600円です、添加剤だけで判断したら。ですから、山から自然を景観を損なうよりも、ここにある水路にある泥、これを石灰処理して、これセメント

処理したときは少し体積が変化しますので、盛り土には向かないと思いますが、石灰処理した分は盛り土には十分通用するんじゃないかと思っております。そこで、1,200キロというのは、30キロを例に挙げましたけど、これはあくまでも泥の試験をしないとそのような数値は求められるものではないと思っております。そこで、私はこれどうしてここに議会に上げたかというのは、一番白石平野としては一番大事な農業ですね、昨日も皆さんが申しましたように農業問題が一番重要なところでございます。今、地域では水と環境で補助をいただいて水路関係の仕事をさせてもらっております。泥土とか杭柵とか。しかし、この鹿島福富道路については、もっと後の問題と思っておりますが、そのときには今工事のほうも土地改良から発注されてあるその暗渠排水工事ですね、暗排工事、これの補助のほうを暗渠排水を入れて、しかし最終的に出てくるのは水路ですよ、水路に水が流れるようにせんといかん。でも、水路の堆積をずっとしてきたら、その暗渠排水の工事すら何の役も立たないというようなことがありますので、自然と泥土はたまるものでしょうけど、今はいいでしょうけど、今後そういうことで泥をどういうふうにして撤去するかというのは大きな問題と思っております。そこで、鹿島道路の整備に合わせて町は水路のしゅんせつや泥土、仮設置場の整備をすることによって水路の堆積問題も解消されるんじゃないかと、こういうのは例えば嘉瀬川の水でも40年かかってこっちへ来ておりますので、ですから計画の段階でそういうのを打ち合わせさせてもらって、白石平野に何が有利か、例えば30センチ泥土を上げた場合は、270キロですから、概算、例えば幅員が5メートル、水路の平均で5メートルって計算しやすい、30センチしたって、40万以上の立米数がここに堆積、雨水も皆さんきのうも定松議員が言うように要するに内水被害を受けとめることもできるし、一石三鳥ぐらいなことがあるんじゃないかと思っております。これは平成24年12月議会の内野議員の農業排水のしゅんせつのときに町から提出された分の数字ですけど、国営水路が13キロ、地沈水路160キロ、県営圃場整備水路が107キロ、合計の280キロもこの白石平野にあるわけですね。だから、これも資源として使えるような方策はないか、その点についてお伺いをいたします。

○山口弘法農村整備課長

町内にあります農業用の水路につきましては、施行より30年以上の経過しております。議員さんおっしゃいますように泥土の堆積や法面が崩れているなどして機能が低下が見られております。現在、農業用の水路の維持、整備につきましては、町、土地改良区、農地・水など地元と連携を図りながら進めているところにあります。水路の整備につきましては、一般的に堆積した泥土をしゅんせつして、その発生土で法面とか畦畔を復旧しております。泥土は水分量を多く含んでいるために生態系に負荷の少ない石灰系の土質改良材で改良し工事を行っております。不要となった土については隣接する農地で活用していただくこととしております。現状といたしましては、整備する路線ごとに堆積土が多いところ、堆積土が少なく法面復旧するのに発生土では不足するところがございます。本町では現地で活用できないしゅんせつ土などにつきましては町有地に一時的に確保しまして町や土地改良区、農地・水組織などが行う道路、水路整備に活用することとしておりますので、現時点では有明海沿岸道路工事の

盛り土材に活用するというふうなことでは考えておりません。

以上でございます。

○片渕 彰議員

現在はそういうふう不起用をされているということではありますが、私先ほど言いましたように農地・水、いろんな堆積ですね、今後その福富鹿島道路についてのまだいつから着工というのはちゃんと決まって、何年に着工してというのがない現状であれば、そこを少し時間があるもんですから、そのためには今から計画を持ってこの280キロの水路のしゅんせつをどうにかしたら安く盛り土にできると思うし、白石町にとって圃場についても優良な圃場になるんじゃないかと思っております。それと、先ほど言いましたように雨水の、要するに水をためてその分を六角川であったように計画、危険水域を越した場合はポンプアップをさせないんですよ、やっぱりね。だから、そうした場合は雨が降った分は内水被害に遭っているということですので、今ちょっと計算上ですけど40万立方メートルの貯水能力もすぐできると、今プラスですね、ということでもありますので、何とか将来にわたってこの件について考えていただけないかと思っておりますが、その件についてどうでしょうか。

○山口弘法農村整備課長

先ほどの答弁の中で現時点というふうなことでお話をさせていただきましたけれども、議員おっしゃいますように今後のお話ですので、今後町内で処分し切れないようなしゅんせつ土が発生した場合には流用先、流用方法などにつきまして有明海沿岸道路整備事務所をひっくるめたところの関係機関と連携しながら調整する必要があるかと思っております。

以上です。

○片渕 彰議員

この工事については県が絡んでおりますので、これ以上は質問は保留というか、これでやめさせていただきますが、もうとにかく長期的な展望に立ってどうかその水路のしゅんせつについて考えていただきたい。そして、盛り土は近くにある盛り土材があるから、盛り土材を使用していただくように計画を立てていただければと思っております。

では、2点目のふるさと納税のほうに行かせていただきます。

まず、今、自治体で加熱し過ぎて納税の返礼品ですね、これへの拍車がかかると、それを競争に歯どめをかけるために総務省は返礼額を寄附の3割までとするように通知されたと思います。この通知の内容と、これから本町の対応についてお尋ねいたします。

○久原浩文産業創生課長

御質問にありますとおり、本年4月1日付で総務省より全国の自治体に対しふるさと納税に係る返礼品送付等についての通知がございました。内容につきましては、平

成20年度の税制改正により制度が創設されて以来、着実に実績は伸びているものの、寄附金を集める上で各地方団体が独自の取り組みとして行っている返礼品の送付について競争が過熱しているほか、一部の地方団体において趣旨に反するような返礼品が送付されているという指摘であり、速やかに見直しを求めるとのことです。通知の中では返礼品のあり方に関し具体的に示されているところですが、趣旨に反する返礼品とは商品券や電子マネー等の金銭類似性の高いもの、電化製品、家具、金属など資産性の高いもの、価格が高額なもの、寄附額に対する返礼品の調達割合の高いものとされております。寄附金額に対する返礼品の割合としては社会通念上、良識の範囲のものとし、3割を超える返礼品を送付している地方団体においては速やかに3割以下とするように求められているところでございます。これがこの通知の内容でございます。本町の返礼品につきましては、本町特産物等に限定しているところであり、通知に示してあります金銭類似性の高いもの、それから資産性の高いもの、それから価格が高額なものなど制度の趣旨に反する返礼品を送付しているという認識はございません。しかし、本町特産物につきましては、農畜水産物が主であるため、相場による価格の変動が毎年ございます。昨年度実績としましては寄附金額に占める返礼品の割合は約46%でありました。これは送付料は含まない、返礼品のみの部分が約46%でございました。本町の対応策につきましては、7月中旬をめどに3割以下となるよう検討を進めております。

以上でございます。

○片淵 彰議員

そこで、先日ふるさと納税について山形県知事が新聞に載っておりましたね。そこで、ちょっと読ませていただきます。地域活性化に寄与する制度で、ある程度加熱済みでもいいのではないかと、市町が盛り上がっているのを懐深く見守ってほしいというような、ちょっとコメントがあったんですけど、今、ふるさと納税でいろんな事業も町のほうもやっておると思います。ですから、すばらしい財源じゃないかということですので、総務省がどのくらいの罰則規定が3割にせんといかんということであって、あるかどうかちょっと私わかりませんが、その辺、ひとつ地域の活性を求める上でも、今46%と言われましたけど、仮に1億円のふるさと納税やったら46%の4,600万円は地域に貢献をできるという立派なシステムでもございますので、その辺を考慮いただければと思っております。

それで、2番目のほうに行きますが、29年度、先ほど言いましたように予算編成においては、ふるさと納税寄附金を12事業に充当するすばらしい税金の活用でございます。ふるさと納税基金は本町を応援していただいているために全国の人から寄附された貴重な財源である。今年度のふるさと寄附金の目標額、これから継続して応援していただける人たちに対する考え、町の考えはどういうふうに行っているかお尋ねします。

○久原浩文産業創生課長

昨年につきましては、全国2万人を超える方々から本町に応援をいただいております。

す。寄附金につきましては、寄附者の用途につきましての御意向を酌んだところで予算編成に反映をされているところでございます。29年度につきましては2億5,500万円の部分を事業に充てさせていただいているところでございます。寄附金の目標額につきましては、昨年度の実績が2億6,162万3,483円でありました。本年度、広告等情報発信について強化を行うということで産業創生課内では当初倍増を目標としていましたが、先ほど質問で答弁したとおり、総務省の通知により返礼品につきまして3割以下に変更することになれば、どのくらいの寄附金があるのか予想が難しく、見通しが立たないところでございます。担当課としましては寄附額の増加に向けて情報発信を強化してまいります。その中でおっしゃるとおり継続して応援いただける方をつくるのが肝要かと思えます。現在、リピーターになっていただくことを目的に返礼品を送付する際、品物の中に本町の特産物を紹介する文書を入れております。また、昨年より御寄附いただいた方に対しお礼と継続をお願いする暑中見舞いはがきを出しているところでございます。今後につきましては総務省通知にありますとおり制度の趣旨を踏まえたところでインターネットサイト内での広告の充実、それからパンフレットの作成、配布、新聞や雑誌等を使った広告など情報発信を行うことにより拡大を図っていきたいと考えております。

また、関東や関西在住の白石町出身者によるふるさと会等にも特産品等のPRとともにふるさと納税の御理解と応援をいただき、積極的な情報発信と返礼品の充実により寄附額増加に向けて努力してまいりたいと思っております。

以上です。

○片渕 彰議員

ふるさと納税、総務省が言うように、もう税制に基づく寄附は本来見返りを求めないということの趣旨ですけど、実際じゃ市場、市場って応援してくれる人たちのことをアンケートをとられた分がありますが、77%は寄附したいと思う理由では特産品をもらえるからが77%ということですね。それで、次が優遇税制があるからが49%、応援したい自治体があるが20%にとどまっております。お得感が関心につながっていると言わざるを得ないというようなアンケートもあります。白石町についても、私はこれでこのふるさと納税は4回目で質問してるんですが、いろんな事業にふるさと納税の分を使わせていただいております。でも、今、国としても税制改革、これ所得税と住民税の改革ありましたですね、それが19年ぐらいということで税務課長にちょっと勉強させていただきましたけど、そのときは改革で仮にその方が3万円の税金を払うなら、国税のほうが2万円で地方税が1万円と。しかし、これを税制改革で地方にということで反対になりましたですね、2万円は地方に、1万円は国税ということで所得税の配分も変化していったわけですけど、でもこの分はその当時は2億円近く上がってると、今現在も少し下がっているでしょうけど、上がってはきてるんですね。しかしながら、ここ人口減といういろんな自治体で今一番頭を悩ませてる人口減については、この分はずっと下がってくると、財源で、そういうことになっております。それともう一つは、大きい平成の合併において普通交付税を特例期間として平成17年から26年、10年間維持していただいたわけですが、現在は合併算定替の逡減期間であっ

て、毎年交付税の率が0.幾らずつ減になっているということでございます。32年よりは26年の算定ベースでしたら10億円ぐらい減りますよということで、町民さんに今いろんな形で町民サービス、行政として今行われてる、今年の29年度予算もそうですけど、だんだんだんだん厳しくなるというのが現状じゃないかと思っております。それで、この間ちょっとまた新聞に載って、これはまだはっきりはならないでしょうけど、6日の新聞によりますと、政府の経済諮問会議において地方自治体の貯金に当たる基金ばよけい持ったところは交付税で調整しますよというようなことも、国は借金しととけん、地方は金ばためよっちゃなかかというような発想だと思うんですが、なかなか地方が一番国民の一番末端として地方自治のほうで一番足元におるわけですよ。いろいろ行政サービスの中で低下しないように持っていくためには、本当このふるさと納税というのは、もう必ず必要で、いろんな佐賀県でもそうですね、伊万里が9億円ですか、いろんなところで、もっと40億円近くのところもありますが、これは例外としても、今度玄海町も、もう以前からかなりの金額をもらっております。でも、そういうのを想定したまちづくりをされてるようなことだと思っております。ですから、この財源というのについて大変な時代を来てるから、このふるさと納税は、例えばたばこ税でも1億7,000万円入るということはうれしいことですが、これだけの金額を入れるというのはすばらしいことじゃないかと思っております。それで、私はその自治体においてこの業務委託というんですかね、いろんなもん、もうそのまま委託してる町もあるそうでございますが、そういう考えは持っておられるのかどうかお尋ねしたいと思っております。

○久原浩文産業創生課長

議員おっしゃるとおり、ふるさと納税事務に関して業務の大半を民間業者に委託している自治体があることは存じ上げております。現在、本町におきましては当該事業の業務については産業創生課商工観光係で兼任職員2名、それから臨時職員1名で対応しているところでございます。業務の内容につきましては寄附金の受け入れ、それから証明書の発行、送付、返礼品の発注、送付及び問い合わせ等に関する対応等が主な業務ですけれども、随時ホームページの編集や広告等の業務も行っております。また、首都圏において特産物のPR等の催事を行う際は同時にふるさと納税パンフレット等の配布を行っておるところでございます。寄附件数や寄附金額が増加することに伴って業務についても多忙になってきておるところでございます。しかしながら、当該業務を請け負う民間業者につきまして、その委託費につきましておおむね寄附金額の、寄附総額の13%から15%の委託費ということで高額であるということで聞き及んでおります。昨年度で考えますと、本町におきます寄附総額が約2億6,000万円でございますので、委託費としては約3,600万円程度になるかと思われまいます。金額のみならず本町を応援するためにいただいた寄附金につきまして業務委託費として使わせていただくのは本来の趣旨とは違うのかなと考えるところでございます。また、白石町職員が業務を行っていることで寄附者からの問い合わせや、時には苦情等に町の職員がワンストップで直接迅速に対応しており、寄附者の安心・安全性等の信頼を得ているものだと思っております。本町といたしましては今までどおり民間事業者へ業務委託

せず町が行う業務として取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○片渕 彰議員

佐賀県内でも2市町ぐらいだったですかね、業務、いろいろ差し引きしたら赤字という自治体もございましたですね、大変だと思いますが。それで、これから私はちょっと個人的なちょっと話をさせていただきますが、実はことし、昨年やったですか、私の弟は茨城におるんですが、帰ってきて同窓会に出席をしたということで、同窓会の幹事をした人が町の職員さん、OBの方だったです、この町の。書類をいろいろ何かかんか持ってきた中で弟とお茶を飲みながら話しよったら、これをもろうたよということでふるさと納税のとを一生懸命力説して町職員さんのOBの方がしてくれたということで、本当私はちょっとうれしかったですね。そういう積み重ねが今の現在に至ってるんじゃないかと思っております。そこでですが、このふるさと納税に関する業務、だんだんだんだん忙しくなる中で、その課を、別に課じゃなくても係でも結構ですが、伊万里市は別にふるさと応援係ということで新設をされてるそうでございます。この課の新設は町長の専決事項でございますが、そういう意味で働き方の改革というような中で年金問題と大きな問題、年金問題があるから、60で前はもらいよった分が65に、で、その間は働かんといかんというような、もう働き方が変わってきているわけですね。それで、町職員の方のOBの方も当町でも働いていらっしゃいますが、いろんな意味でその人脈とかいろいろ各課、その課だけで一生終わられたということはないと思うんですよ。いろんな課に行かれたそういう人たちが十分そこにいらっしゃるなら、そういう人たちの力もかりるようなことがいいんじゃないかと思っております。それで昨年のOBの方のそういう配慮であるならば、そういう人たちの力をかりたらどうかということを考えてわけでございます。この件については町長に先ほど言いましたように税金等いろいろ考慮した場合、またこういう人の使い方、人材の使い方についてちょっとお尋ねしたいと思っておりますが、町長どうでしょうか。

○田島健一町長

片渕議員からは新しいふるさと納税を担当する専門の部署をつくったらどうかというようなことも踏まえて、前からふるさと納税についていろいろと御指導いただいたところでございますけども、このふるさと納税については先ほど課長が4月1日付の総務省の通知の話があったわけでございますけども、この総務省が通知を出す前にはいろんな方々からの意見というのがあるわけでございます。その中にはふるさと納税の返礼品に関する有識者の意見であるとか全国知事会、全国の市長会、全国の町村会からの意見等々もあって最終的に4月1日の通知というふうになってございます。もともと平成20年にふるさと納税が創設されたときの理念等々もあって、これはいま一度ここで私から言わせていただきますと、地方で生まれ育ち都会に出てきた人には誰もが故郷へ恩返しをしたいという思いがあると。育ててくれた、支えてくれた、一人前にしてくれたふるさとへ、こうしたことから税制を通じて故郷へ、ふるさとへ貢献する仕組みはできないか、この思いからふるさと納税というのが導入されたというふう

になってございます。これは、このことによって地方の活性化、また地方の創生にもつながるといふところがございます。このふるさと納税の中にも3つの大きな意義があるといふふうに言われております。第1には納税者が寄附先を選択する制度であり、その使われ方を考えるきっかけとなる制度、これは税金そのものを国民の人たちがもう一回考えるという機会になるということでございます。第2にはお世話になった地域に、また応援したい地域へ力になれる制度、あそこに応援したい、ふるさとに応援したいと、そういう国民一人一人が力になれる制度であると。第3に、自治体が国民に取り組みをアピールすることでふるさと納税を呼びかけ自治体間の競争が進むこと、それは選んでもらうにふさわしい地域のあり方を改めて考えるきっかけにつながっていく。競争もさせんばいかん、そうすることによって国民の皆さんにも、また自治体そのものもあり方を考えるということになっていくといふふうに言われておるところでございます。そういったことから、先ほど言いましたように3月にいろんな団体からの意見を総務省はとられております。その中でこのふるさと納税という制度そのものについては評価をしているというのはほとんどでございます。しかし、その中に課題もあるという団体も相当あると、ふるさと納税を健全に発展させていく上ではどのような課題があるかという問いに対して、ふるさと納税の健全な発展に当たり、多くの団体がその過度の返礼品競争というのを課題にしとると。そのほかにも税源の流出であるとか高額所得者への優遇だけじゃないとか、制度の理解が不十分であるとか、いろんな課題もあるといふふうに言われております。特に知事さん、知事さんの団体、知事会においては、特に過度の返礼品競争については33団体、70%が課題というふうに認識をされてる状況でございます。また、市長会の意見としては節度を持って対応してきたが、他の自治体におくれをとるべきではないとの議会や市民等の声を踏まえると、返礼品の充実等に取り組まざるを得ない、また総務省通知に拘束力はなく、現状では歯どめがきいていない等々の意見がございます。また、町村会においても過度の競争は本来の制度の趣旨から問題があつて上限を設けるべきではないとか、過度な制限は自治体の裁量を狭めるため慎重にあるべき、自治体の良識ある対応に任せるべき、いろんな意見、賛否両論があるわけでございます。そういった中で本町においても昨年2億6,000万円、一昨年は1億3,000万円の寄附をいただきました。昨年2億6,000万円いただいた中で返礼品を見ますと、返礼品の1位は24.数%でイチゴが1番だと、2位はまたこれもパーセンテージ、ちょっとの違いですが、これも24.数%でレンコンが第2位だと。昨年はタマネギが悪かったということで1位がイチゴ、2位がレンコン、3位に肉、そしてお米がずっと続いてくるわけでございますけれども、そうやって県内でもほとんどの町がお肉とかほかのやつがあるかと思えますけれども、白石は白石らしいなあといふところがございます。今年についても、今年もタマネギも豊作でございましたので、タマネギも上位につけてるところでございます。まだまだ4月、5月の段階でございますので、1位はイチゴでございましたけれども、そういったことで白石は白石なりの頑張りをさせていただいてるというふうに思っています。そういうこともあつて、先ほど議員からは、もっともっとふやしていくためには係の創設等々もあろうかといふふうな御意見でございました。私も今度通知があつて、私どもも見直しを検討を今しているところがございますけれども、横並びのとこ

ろもあろうかというふうに思っております。そういった中で先行きが見えないところもあるわけですが、先ほど言いましたように白石は白石で一生懸命頑張っていきたいという思いでございますので、人員が、担当する職員が不足する自体になるかもしれません。そういったときには臨機応変にも対応していかないかんやろうし、先ほど議員からも御提案ありましたようにOBさんたちが白石のことを熟知しておりますので、そういった方たちの力もかりながらやっていければというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○片渚 彰議員

町長が先ほど言われたのが平成27年5月17日の新聞にも載っておりました。というのが、返礼品のお得感に目を向けがちだが、数千円程度の米や季節の野菜を送る白石町は寄附者から必要ないと言われることが多く、見返りを求めているもんじゃありませんよというような、唯一ここ白石町だけですね、すばらしい人ばかりおって、大したもんだなと思っておりますが、でも先ほど言いましたように大勢の皆さん、77%はそういう目的もありますので、町長がいつもトップセールスを東京やいろんなところで行って頑張っておられますが、このふるさと納税で送ることによって知らない人たちが応援した人たちが、ああ、さきほどのようにほんとイチゴうまかねえと、スイートコーンもおいしかね、いろんなのがまた別に開拓する要素があると思います。一番はそういう人たちがこのふるさと納税がいつか終わる可能性もあるかもわからん、長く続くかもわかりませんが、リピーターとして白石の産地のこれがおいしいというリピーターづくりも今後考えていかないといけないと思っております。とにかくもう今年度の事業にも上がっております。大事な税金として使わせていただいているものですから、いろんなかゆいところに手が届くところまではいかないにしても、町民の皆さんの要望を受け入れられるのがこういう特別の税制じゃないかと思っておりますので、頑張ってくださいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○片渚栄二郎議長

これで、片渚彰議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

10時21分 休憩

10時40分 再開

○片渚栄二郎議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。中村秀子議員。

○中村秀子議員

失礼します。

先日、高校総体が行われまして、本町の子供たちも中学校の時代とは違ってほかの

地区の子供たちと生徒たちと本当にたくましく、非常に大活躍している姿を見て、ああ、成長したなあと思ってうれしく感じたところです。本町においては非常にスポーツ活動も盛んで、特にジュニア育成のためのスポーツ活動というのを社会体育では盛んにやられておりますけれども、町として社会体育の意義とあり方というようなものをどのように捉えていらっしゃるでしょうか。お聞きいたします。

○千布一夫生涯学習課長

子供たちのスポーツ活動のあり方、そして意義についてどのように考えているかという御質問でございます。

町内には小・中学生を対象とした社会体育のスポーツクラブとして、提出しております資料のとおり、これは平成28年度の登録数になります。スポーツ少年団が全部で28団、395人の登録がございます。少年期のスポーツは生涯を通じてスポーツとかかわる習慣を身につける重要な準備期間でありまして、心身の健全な育成に大きく寄与するものと考えております。スポーツを楽しみながら継続的に行うことにより精神的にも身体的にも望ましい成長が期待でき、またスポーツを自発的、主体的に行うことにより自立し、たくましく生きる力を養えるものと考えております。さらには仲間とともに努力することによりまして社会性が高まり、チームや地域の一員としての意識の醸成が図れると考えております。少年期のスポーツの意義を深めて子供たちにとってよりよいスポーツ活動を進めていくためには、指導者と保護者がお互いの立場を尊重しながら子供たちにとってよりよい方向性を目指していけるような良好な関係を築いていくことが必要だと考えております。また、子供たちの心身の健全な育成を図るためには、指導者と保護者が必要な知識を習得され、少年スポーツに対する理解を深めていただくことが重要だと考えております。町としましては各スポーツ少年団や関係機関と連携を図りながら子供たちにとってよりよいスポーツ活動を進めていけるように今後も支援を続けていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○中村秀子議員

もう答えのとおり、子供たちの健全育成のためにあるというような捉え方をさせていただいて結構かと思っております。現在、社会体育の指導者というのは、その方の指導力と熱意と奉仕の精神で支えていると思っております。このようなスポーツの中でたくさんのすばらしい選手たちが育っております。例えば私はバスケットボールをしていたんですけども、初めて昨シーズンにプロバスケットボールのオールスター戦がありまして、本町出身の白濱選手が秋田ノーザンハピネッツというところに所属してるんですけども、あの田臥勇太選手と一緒にプレーする姿を見て本当に感動したところでした。そのほかに陸上だとか、もちろん女子のプロ野球の大串選手だとか、バレーボールだとか、マラソンだとか、ほかの分野でもたくさんの一流選手を輩出しているということも事実です。しかしもう一方、スポーツ活動の中で人間関係のトラブルやそのほかの関係でドロップアウトして、もう二度としたくないというような子供たちもいることも確かでございます。町としてそういうふうな子供たちでは健全育成

ということにつきましてはもうちょっと手だてが要るんじゃないかなあというふうに考えているところですけども、活動の基礎となる指導の指針とかということについてつくられたり伝えられたりしていらっしゃるんでしょうか。また、そういう指導者のすばらしい指導者の方々の支援というものをどのようにされているのかお伺いいたします。

○千布一夫生涯学習課長

御質問にお答えいたします。

小学生のスポーツ活動につきましては、スポーツ少年団を主として活動されておりました、その目的は青少年のスポーツの振興とスポーツを通じた心身の健全な育成、そして仲間づくりだと考えております。その活動の多くは地域の方や保護者のボランティアによる指導のもと行われております。また、これらの方々の自主的な、そして自発的な参加によりまして指導方法や活動内容もさまざまでございます。指導方針等につきましては、町として具体的なものはございませんで、それぞれの団体に任せているというのが現状であります。町、そして町体育協会といたしましては指導者や、そして保護者の方を対象としまして指導方法や安全対策、それと熱中症予防などテーマを変えながら毎年研修会を開催しているところでございます。

また、県主催により開催される少年スポーツ指導者研修会等への参加につきましても各団体へ御案内をしているところでございます。今後も町体育協会やスポーツ少年団と連携をとりながら、スポーツの技術面はもとより、それ以外の部分につきましても適切な指導が行えるように関係機関から情報を、そして助言をいただきながら、指導者、保護者の方へ伝えていく必要があるかと考えております。

それと、あと支援に関してですが、財政的な面での支援ということになりますが、まず全てのスポーツ少年団に対しまして毎年活動費補助金というのを交付しております。それから、各スポーツ少年団の主催によります大会が開催された場合の大会の開催費補助金、それと九州大会とか全国大会出場された場合の激励金の交付も行っているところでございます。

以上でございます。

○中村秀子議員

スポーツの指導者というのは、えてして自分の指導経験、スポーツ経験が指導の主体になることが多ございます。しかし、スポーツの指導技術というのは日進月歩、もう昨日より今日というふうに進歩しております。東京オリンピックを控え、さらに発展、向上するものと思っておるんですけども、それを子供たちに夢と希望を与えるのがそういうスポーツ活動ですけども、子供たちに夢と希望を与えるためには指導者にとっても夢と希望がないといけないんですよ、と思っております。その夢と希望はどうやったら培われるのかというと、各スポーツ団体、今はコーチング制度とか資格制度とかというのがありまして、サッカーだっただけでなく段階を経て級をもらっていく制度があります。バスケットボールもプロ化になりましていろんなプロバスケットのコーチあたりが大きな都市ではクリニックを開催したりしております。一流の

選手もやってきます。そういうときに積極的に参加することによって、ああ、あんなチームをつくりたいな、こんなことをうちの子供たちにああやって伝えたら喜ぶだろうなというふうな指導者自身が夢や希望を持ちながら指導に当たるという、そういうふうなことであれば、非常にスポーツの健全育成って、子供たちが夢を持ってスポーツ活動をするようなことになるんじゃないかなあというふうに思っております。ぜひ学ぼうとする人、よくなろうとする人を支援していただきたいと思っております。特にこの人の講演を聞きたい、この人の指導をちょっと受けてみたいと思うクリニックがあったときに参加する場合、そういうふうなときに参加料とか学びに行きたいというときに学ぶ手助けをするというような仕組みができればいいかなというふうに思っております。

次の質問に移っていきます。

文科省の調査では、今度は中学校のことになるんですけども、教員の時間外勤務が常態化して教員の長期勤務問題が社会問題化しております。新聞紙上にも、ここにありますけれども過労死、西日本新聞、佐賀新聞もいずれも4月29日の紙上では中学教諭57%過労死水準というような報道でなされたことは皆さん御承知のことと思っております。この中の一つに部活動の指導ということもあろうかと思っておりますけれども、本町の超過勤務の状態、勤務状態についてどういうふうになっているかということですが、本来教員というのは超過勤務をしてはならないということになっております。超過勤務が許されるのは校外実習、その他実習に係る活動、それから修学旅行に係る活動、職員会議に係る業務、非常時災害等の業務、その他やむを得ないときと4項目に限られてるんですね。そのほか何でもないときには超過勤務を命ずることができないということになって、法律上なっております。それなのに常態的には過労死ラインになるような超過勤務が常態化しているということなんですけれども、要するに部活動は給与に含まれない自主的な活動です。これも学習指導要領上もやっとな平成24年の学習要領の指導改訂の中で教育の一環であるという文言が出てきたくらいで、以前はほとんど部活動については触れられないような学習内容の範囲でした。それが触れられて、やっとな触れられて部活動を一生懸命しなさいというようになってきております。部活動経験のない人たちもたくさん部活動の指導に当たるということになるんですけれども、本町の超過勤務の実態について要点を踏まえて御回答いただければと思います。

○石橋佳樹主任指導主事

私のほうから答えさせていただきます。

超過勤務の実態については、具体的な数値としてちょっと今回調査はしておりませんが、昨年度から今年度にかけて学校訪問等でその勤務の状況等を確認させていただいたところ、中学校においては議員さん御指摘のとおり休日の勤務時間というのかなり負担となっているのは事実でございます。また、今年度各中学校に聞き取りをした結果、どういったところが部活動において心理的負担になってるだろうかということで回答をいただいたところ、大きく3つの回答がございました。やはり休日の指導でなかなかゆっくり休養することができない、2つ目が放課後の部活動指導でどうし

ても時間を使ってしまうために、その後の教材準備や事務処理をする時間がどうしても足りない、3つ目は保護者の部活指導等あるいは生徒指導等、そういった人間関係での難しさがあるというふうな回答をいただいております。こういった状況をちょっと確認させていただいたところです。

2つ目は、質問の中にもありました経験のない教員についてどれぐらいの今実態であろうかということについて調べさせていただきました。今年度町内3中学校にちょっと調査を行った結果ですが、ここで申し上げる部活動は運動、文化両面の部活動であること、それと経験がない教員の定義は、就職前にその運動や文化活動に従事した経験がない教員ということで述べさせていただきます。町内3中学校、全33部活動がございますが、1年以上経験者がいる部は20部ございました、全体の61%、経験者が全くない部が13部、39%となっております。また、部活動顧問には正副顧問を置いている部活動もちろんありまして、人数で言うと54名の指導者のうち経験があられる方が24名、44%、半分以下でございました。経験がない方が30名ということで56%という結果となっております。こういった状況は町内だけではないのかなあというふうに推察されますが、年度当初部活動の構想を立てるに当たって管理職あるいは職員で十分この点については議論して担当者が決まっていくのですが、議員さん御指摘のとおり現状では部活動での負担がかなり大きいということと、経験がないために少し精神的負担もふえているということは確かでございます。外部指導者等のお力をかりながら、町でも少しそのあたりの負担を減らせるような努力を今後とも続けていきたいと思っております。

以上です。

○中村秀子議員

町内の中学校では部活動の先ほどおっしゃったように経験のある指導者が不足しているということで、外部指導者の派遣がなされております。資料要求しておりましたので、その資料をいただいて、合計7名の方が外部指導者として各学校のお手伝いをされているということですが、現状はそういうふうなことです、そのことについての課題等ございましたら、課題というふうに捉えていらっしゃる場合がございますらお願いします。

○吉岡正博学校教育課長

まず、白石町の中学校部活動指導者派遣事業の実施状況について資料要求がございましたので、お手元の資料の御説明をさせていただきます。

まず、お手元にごございます資料をごらんいただきたいと思います。

資料は直近の平成28年度の実績を記載したものでございます。白石中学校について2人の外部指導者を派遣しています。内訳としましては陸上競技部に指導1人、卓球部に1人、活動年数はそれぞれ1年と4年となっております。福富中学校は4人の外部指導者です。卓球部に2人、野球部に1人、バスケット部に1人です。活動年数はそれぞれ10年、3年、5年となっております。有明中学校は1人の外部指導者です。バスケットボールに1人です。活動年数は7年となっております。

次に、議員のほうからありました外部指導者の課題についてお答えいたします。

まず、外部指導者の確保の問題がございます。教職員の指導者がいない種目に、そして生徒の時間に、また生徒の技量に合わせまして御指導いただける方の確保ができるかの課題がございます。

次に、外部指導者と学校との共通理解の課題がございます。あくまでも学校教育としての部活動ですので、学校教育の見地からの指導、学校との連携がうまくいくことが課題となります。また、教職員の人事異動との関係も生じてまいります。これらの課題がございますが、生徒の議員のおっしゃる夢と希望を与え、成長にかかわることですので、部活動の継続をするためには部活動、指導者派遣事業を継続したいと考えております。

○中村秀子議員

外部指導者をそのように派遣していただいております。さらにさらに拡充もお願いしたいところですが、外部指導者が週末などに引率や指導を教員にかわり行える運動部活動指導員の配置ができるように文科省は省令を改正し、本年度4月から制度化されております。他県の自治体では既に事業化されているところですが、新聞紙上でもいろんな自治体の例が出ておりましたけれども、本町での取り組みについてもお願いしたいところですが、特にあと三、四年で40%の教職員が退職になります。そうすると、今までの部活動の指導のノウハウをすごくお持ちな人たちが世の中にいらっしゃるわけですね。そういう方々をぜひ、やっぱり人はポジションを与えて責任を持ってやれるんですね。外部指導者の方々に来ていただきましても、顧問の先生への配慮だとか、育てなければいけないというようなこともございまして、自分が表立って指導されるということは非常に難しゅうございます。運動指導員制度、部活動指導員というような非常勤職員になるかと思っておりますけれども、そういうポジションがあれば、自分の指導方針で自分の目指す選手像だとかチーム像を描きながらきちんと、しかもちょっと長いスパンを見ながら指導ができる制度だと思っております。優秀な先生方をこの数年で退職させてしまうのは非常にもったいないなあという思いがあります。優秀な先生、町内の先生方もよその市町で働いていらっしゃる、そういう方々は退職された後、そこでそういうふうになると、非常に本町としてはもったいないなあというように思うところですが、そういうことでぜひもう制度もできておりますので、先生方の超過勤務の解消だとか、重荷の解消だとか、そういうふうなことを考えたとき、あるいは子供たちの競技力の向上だとか学校のさっき問題点の中で言われておりましたこと、退職された先生方は全てクリアできるんじゃないかなというふうに思っておりますので、そういうふうな本町での取り組みについてどのようにお考えになっているのかお伺いしたいと思います。

○石橋佳樹主任指導主事

失礼いたします。

先ほど議員さんが言われた現在町が行っている外部指導者派遣事業をぜひこの後も有効につなぎ生かしつつ、その部活動指導員への橋渡しができたらとは考えておりま

す。ただ、結論から申し上げますと、この点に関しては現状では本町としての具体的な取り組みには至っておりません。現在、県教委あたりにも情報をいただいて進めているところがございます。平成29年3月14日に学校教育法施行規則の一部を改正する省令が公布され、その概要ということでその部活動指導員という名称や職務等を明らかにする、そして目的は最終的には学校における部活動の指導体制の充実が図られるようにするという示してあります。今後白石町内でもこの制度を可能な限り有効に活用できるような方策をぜひ探っていきたいとは考えております。ただ、そのための重点項目といいますか、先ほども出ました課題として十分考えていかななくてはいけないのが4点ございまして、まず設置者としてその部活動指導員に係る規則等をどのように整備していくのかという課題がございます。2つ目、これが一番大きいかと思うんですが、それだけの部活動に時間と労力を割いてくださる人材をいかにお願いできるのか、そしてつないでいくのかという問題、さらには学校教育の一環としての部活動ですので、指導内容に係る指導員さんへの研修あるいは教職員と指導員をつなぐための研修等も必要になってくると思います。さらには町のスポーツ活動との連携、これも当然大事でございます。部活動はもちろん学校が中心になるのですが、地域スポーツ文化活動団体との十分な連携ということで、こういった4点のことも十分視野に入れながら検討していく必要があると考えているところです。

以上です。

○中村秀子議員

部活動は教員の本務ではないということをしかりと基本的にはそれを据えて部活動の指導に当たるということが必要かと思えますし、以前学校と部活動、切り離そう、切り離そうという行政の施策も何回も行ったんですけども、うまくいきませんでした。やっぱり学校の中で子供たちを見てもらうというのが健全育成には一番落ちついたところかなということで、いろんな学校と部活動を切り離さずに負担を軽減しようというところに現在至っているのかなと思いますので、そういう方向で職員の負担を減らしながら子供たちの競技力向上あるいは健全育成に努められるような町挙げての仕組みができるように御努力いただきたいと思っております。

次の質問に行きたいと思えます。空き家対策について質問いたします。

本町では高齢化が進んで町内至るところに空き家が見られております。本町でも今年度空き家バンクというのが創設される予定となっておりますけれども、町内の空き家の現状についてどのように把握されているのかお知らせください。

○松尾裕哉総務課長

空き家の現状を把握するために駐在員の皆様方に御協力をいただきまして平成24年7月から8月にかけて調査を実施をいたしております。これにつきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法や町の条例、今作成しておりますが、その施行前の調査でございます。転居や転出、それから長期の入院や入所等により居住活用されていない建物を対象に調査をいたしましたところ、その時点で町内で221軒の空き家がある結果となっております。その調査結果をもとに空き家の除去や建てかえ、それから

居住等をされてることを再調査をいたしましたところ、今回資料として提出しておりますが平成29年4月末現在で193軒の空き家があるということを把握をいたしております。また、空家等対策の推進に関する特別措置法に規定をされておりますそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態または著しく衛生上有害となるおそれのある状態の空き家など、いわゆる特定空き家等につきまして町民からの要望等受けまして調査をいたしました結果、平成27年度に4軒を特定空き家等と判定をいたしておりますが、うち2軒は除去に至っておりますが、そこ資料にありますとおりまだ2軒について残っておりますが、現在除去の促進に努めてるところでございます。

以上でございます。

○中村秀子議員

資料を見ますと空き家の戸数が193、特定空き家が北明地区に2軒あるのみでございます。特定空き家の非常に少ないというような感想を持つんですが、空き家の状況もいろいろでございます。私が見て回った感想では限りなく特定空き家に近い空き家も、有明地区はゼロとあるんですが、私が見た限り、特定空き家に近い空き家もかなり見られます。数軒見られます。ここら辺の判断をどのようにされているのかというのがわかりませんが、老朽化したまま放置された空き家は倒壊の危険性や屋根や外壁の飛散、不審者の侵入、住みつき、ごみの放置、悪臭や害虫、この前シロアリが飛んでるところもございました。周辺環境への影響など近隣住民にとっては非常に悩ましい問題です。今後さらに深刻となっていくと考えられる特定空き家についての対処の方策はどのようにされているのでしょうか。

○松尾裕哉総務課長

現在、危険家屋等に対する町民の皆様の要望が今議員もおっしゃいますとおりほかにもございまして42軒程度要望があっております。そのうち主に空き家の老朽化に起因をした申し出が29軒ございまして、そのうち対応済みとなった事案は6軒となっております。先ほど申しましたとおり現在4軒認定をいたしまして2軒が除去をされておりますが、あとの2軒につきましても空き家等の適正管理についてチラシや補助金関係の資料を送付いたしまして危険空き家等の地域に及ぼす影響や危険性を助言、指導しながら適正管理を現在お願いしているところでございます。危険家屋等の適正管理が進まない理由といたしまして、相続人の方が地元に住居しておられないということございまして、現況の写真等を送付をいたしまして危険性を呼びかけ適正管理から解体除去までのお願いや助言等を行っておりますが、なかなか危険性への意識が低いというようなことで反応がちょっと少し鈍いというようなこともございます。また、経済的な理由、それから所有者が不明というような理由が現状としてあるところがございます。なお家屋は個人が所有する財産ということでございまして、解体を含みます維持管理につきましては本来所有者が負担すべきものという考えがございまして、経済的な負担の軽減を図るといった観点と危険な状態の空き家を早期に除去したいという目的の上に現在の白石町特定空き家等除去事業費補助金を創設をいたしております。

ます。難解事案ですね、特定空き家の判定につきましては、現在白石町空き家対策検討委員会で協議を行い、まずは所有者等を特定をいたしまして早急な対策を講じていただくよう、先ほど申しました啓発チラシ等を送付して根気強く取り組んでいきたいと思っております。危険家屋も先ほど申し上げましたとおり42軒等の要望があつておりまして、私も現場等を見ますと特定空き家等に指定をすべきような家屋が存在をしておりますので、検討委員会等を開きながら特定空き家等を指定していかなければならないと思っております。ただ、今後この今現在ある空き家も当然なんですけど、空き家の増加が否めないという状況でもございますので、町民皆様に将来を見据えた早目の対応を考えていただくというようなことも考えましてそのようなチラシ等も作成して啓発をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○中村秀子議員

少しずつでありますけれども、空き家についての対策が進んでいますこと、心強く思っております。ただ、現在特定空き家に近い状態の空き家には、トタン、木材、ガラスの破片等、もし台風等の災害が発生したときにはこれが飛んでいって多くの被害を、多くの被害でなくても一人の通行人に当たったり車に当たったりするのではないかな、するに違いないと思われるような事案がございます。そういうものについて住民の安全を守るというのは第一の使命だと思いますので、台風とか自然災害が来るまでに飛散状況が考えられることについては対応が必要ではないかというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○松尾裕哉総務課長

今、ここ何日かの前にもこういう危険家屋があるというようなことである住民の方から連絡がございました。それは議員言われますように台風がもう近づいてくるというのが一番の理由でございました。それで、私たちも家屋等を倒壊するには一応経費がかかるということもございますので、どうにか飛散をしないような対策をまずとってくださいというようなことで、例えば網をかけてもらったり、飛ぶようなものがあれば、その分だけでも片づけてくださいというようなことをお願いをしております。そういうふうなことで、すぐ撤去ができれば一番よろしいんですが、できない場合はそういうふうなことでお願いをしながら指導、助言を行っていききたいと思っております。

以上です。

○中村秀子議員

そこに近隣に所有者の方がいらっしゃれば、そういうふうなことをぜひ勧告あるいは指導していただきたいと思っております。ただ、先ほどおっしゃったように所有者不明あるいは所有者が遠くのところにいらっしゃるというような場合、近隣に住む方々は非常に心配でございます。そういうのでもよその家ですから網をかぶせにいくわけにはいかないというようなことで非常にお悩みでございますので、行政として何

かできることが、いいでしょうか、許可を取るだとか、そういうふうなことをしてもらえれば、自治会あるいは区でも動きやすいのではないかというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○松尾裕哉総務課長

例えば解体するためには、先ほど申し上げましたとおり家屋というのは基本的には個人の所有でございますので、解体費用等が発生すれば、町がそこを危険な状態であるというふうなことで判断しまして、強制的に撤去をしたという場合につきましても、費用が発生した場合については所有者の方に請求をするようなこととなりますので、その辺がありますので、慎重に検討しなければならないと思いますが、所有者がいない場合についてもいろいろ周りの区長さんとかそういうような方々に私たちも相談をしながら、行政でできる部分是对応していかなければならないというふうには思っております。

以上です。

○中村秀子議員

それでは、台風シーズンになる前でございますので、早急な手だてをお願いしたいと思っております。

次に、3番目の質問をさせていただきます。

何月ですか、先月でしたかね、国別男女同権指数が発表されました。1位はアイスランドで4年連続でした。日本はというと、ずっと下がって111位でした。中国よりも下です。非常にがっかりするとか、現状そうなんだなというふうに思っております。日本の中でも格差というのは大きくて、田舎に行けば行くほど、まだまだ男女共同参画社会にはなっていないような現状だなあと思っております。先ほど政府のほうでは女性の職業生活における活躍の推進に関する法律というのができまして、女性活躍推進法というふうにつけられておりますが、平成28年4月に施行されました。本町においてもさまざまな働き方改革や男女共同参画社会の実現に向けて進んでいかなければならないというふうに思っておりますが、女性が活躍しやすい地域づくりを町長としてはどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか、答弁をお願いします。

○田島健一町長

中村議員から女性が活躍しやすい地域づくりについてどのような考え方を持ってるかという御質問でございます。本町では第2次の白石町男女共同参画推進プランにおいて仕事と経営における女性参画の推進というものを基本目標の一つとして、まず1つ、雇用の場における男女共同参画の推進、2番として男女がともに働きやすい環境の整備、3つとして経営への女性参画の推進と自営業などにおける男女共同参画の推進といった3つの基本政策を掲げ、活躍のための施策を講じていきたいというふうに考えております。これらの施策はよりよい効果をもたらすように男女を問わず従来までの習慣や慣例にとらわれない変化に対応できる意識改革に取り組みまして、男女がお互いに人権を尊重しながら責任を分かち合い、その個性や能力を十分に発揮し、家

庭生活や地域活動に積極的に参画できるまちづくりを目指してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○中村秀子議員

国は女性の活躍推進を成長戦略の中核と位置づけて指導的地位を占める女性の割合を2020年までに30%にするというふうに目標設定しております。本町においても行政が率先して男女の公平や登用の促進となる女性職員のリーダー育成が重要と認識しておりますけれども、本町では非常に私も何人も役場の職員の方接しますけれども、非常に優秀な職員、男性が優秀じゃないというわけでもないんですけれども、女性の非常に優秀な職員さんも多数存じております。4月に配布されたこの町役場組織図の構成図を見てみますと、ここにいらっしゃいますけれども課長専門職では1名、係長クラスになりますと出先は除いておりますけれども数えてみますと52分の10、一般職はかなりたくさんいらっしゃるんですけれども、非常に女性の管理職への登用、リーダー的ポジションへの登用が少ないんじゃないかなというふうに感じております。今年度の本町役場の女性職員の管理職がこんなに少ないのはどういう理由なのかということ質問したいと思います。

○百武和義副町長

私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

本町の管理職に女性職員の登用が少ない理由についての御質問でございます。先ほど議員からも御紹介ございましたけれども、今年度の4月に係長以上の役職に昇任した職員は8名ございました。その中で課長級に昇任した職員は3名、内訳は全て男性でございました。また、係長に昇任した職員は5名で、そのうち女性職員は1名でございました。全体的な数ですけども、平成29年4月1日現在での監督職以上、係長以上ですね、の職員数については、係長が66名、課長補佐3名、課長級25名で、合計94名となっておりますけれども、このうち女性職員が15名で、監督職以上で全体の16%ということになっております。また、管理職については先ほど言われましたけれども、課長級職員に限って申し上げますと25名中女性職員は1名ということで4%ということになっております。この理由について申し上げます前に本町の人事制度について簡単に御説明を申し上げますけれども、本町では人事制度の信頼性の向上と職員の仕事に対する意欲向上を目的といたしまして昇任選考制度と自己申告制度を設けております。その内容につきましては、毎年人事異動前の12月ごろに全職員を対象に自己申告書を提出してもらい、その自己申告書の中に係長以上の各役職への昇任希望をあわせて記載することによりまして昇任希望者を把握をいたしております。また、あわせて各所属長からの昇任の推薦も行っておりまして、最終的な昇任者選考につきましては昇任の希望者と推薦された者を把握した上で全職員を対象として過去の人事評価等をもとに最終的な選考を行っているところでございます。また、選考基準等につきましては性別に関係なく能力や意欲等による公正公平な選考でございます。このような経緯から考えますと、今年度に限らず監督職以上の役職への女性職員の登用が少ない理由に

つきましては、女性職員の昇任希望者が少ないということも一つの要因ではないかというふうに考えております。この昇任希望が少ないということについては、役職に上がることに不安を持っているのではないかということと考えているところでございます。

以上でございます。

○中村秀子議員

その理由については、自己申告のうちに昇任希望を女性の職員の方々がしないということが大きな要因というふうな回答でございましたけど、どうして昇任したくないというふうなことになるのかということちょっと不思議でなりません。そういうふうな雰囲気、空気が庁舎内にあるのではないかというふうに考えますけれども、町として、町の職員の団体として、これでもう日本が世界の男女同権順位の111位ならば、白石町はさらにその111位の中でもさらに下のほうになってしまうのではないかと、非常に子供たちに残す意識の遺産としては非常に嘆かわしいなあと思うところです。管理職になることに不安を感じて希望しないというようなことを生み出した原因についてはどのようにお考えでしょうか。

○百武和義副町長

先ほど役職に上がるのが不安なところもあるんじゃないかということで申し上げましたけども、これについては、これは女性に限った話ではないと思いますけども、男性職員でもあるかと思えます。上に役職に上がるのは誰でも嫌なことではないというふうに思いますが、係長、課長となれば、それだけの責任が生じてきます。そういったことで、その役職につくのに不安が出てあるのではないかということで考えているところで、この不安を払拭する方法、これについても町のほうは考えておりますけども、一番重要なのは意識を変えるということですね。その意識を変えるためのいろんな研修の機会とか、お互いに話をできる場をつくるとか、そういったことが重要でないかということで、今後そういった取り組みをしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○中村秀子議員

女性が活躍する社会というのはぜひとも実現しなければならない、私たちの世代の中で実現して、次の世代にはそれが当然だというふうなことに持っていかなきゃいけないものだと思います。物事を変えるには制度を変えることと意識を変えることに尽きると思うんですけども、その意識改革のほうの本町では、まだ町の中では行き渡ってないというような、制度的にはどうぞって開かれているというようなことではないかなと思っておりますけれども、その町職がこういう状況を反映してか、いろんな部落の行政区ですね、その役員だとか、そういうのの総会とか出てみると、もうほとんど男性社会でございまして。そこから何とか変えていかないと、地域の小部落のことについても女性の意見がどんどん反映されるためには何か手だてを講じなければいけ

ないんじゃないかなあというふうに思っています。区長さんを女性を登用するだとか、そういうモデルケースでもできたらいいんじゃないかなあというふうに思っているところでした。

また、いろんな審議会がございまして、男女共同参画ということで女性の意見をということで、ほとんどの場合が女性団体の中から充て職として参加されておりました、ずっと審議会のメンバーを見てもみますと、ほとんどメンバーが変わらないような方々に参加していただいております。やっぱりもうちょっと人材を発掘して、いろんな審議会の中にいろんな意見をお持ちの方に来てもらうというような方策も必要ではないかなというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○百武和義副町長

役場だけじゃなくて町全体での取り組みということでございますけども、議員おっしゃいましたように平成28年4月から女性活躍推進法が施行されたわけがございますけども、本町におきましては白石町特定事業主行動計画の見直しを行いまして、平成32年度までに役職の女性職員の割合を30%以上ということを一応目標として取り組みをすることにしておりますけども、町内、例えば先ほど出ました各種委員会の委員さん、これは今充て職で女性が出てるのではということがございます。それとまた、各地域での自治会等での役職についても女性の役職員さんは少ないのではということがございます。これについては、先ほど言いましたように役場だけではなくて、もう町内全域にこうした女性が活躍できる環境づくりということを進めていく必要があるというふうに考えているところです。そのためにはどういったことができるのか、これから検討させていただきたいと思っております。

○中村秀子議員

女性が管理職を目指すというようなことは、小・中学生について考えてみますと、中学生、小学生あるいは生徒会長に女性の子供たち出ておりますし、いろんな役職にも出ておりますし、いろんな委員会を開いても男女限らず女の子の意見もぼんぼん出てまいります。非常に堅実な意見やすばらしいなあと思う意見も子供たちはたくさん出しております。高校生もそうでございます。それが大人になるに従ってそれが抑えつけられているんじゃないかな、もう女性はちょっと大人しゅうしとったほうがいいぞみたいな雰囲気があるんじゃないかなあ、国内と言ってもよろしいでしょうか、そういうふうになって、風潮として役場の職員、さっきおっしゃったように、もうなるの嫌だな、管理職になるの嫌だな、余りいろんなことを言うのはよくないなあというふうな空気を醸し出しているんじゃないかなあと思っております。願わくば女性が小・中学生あるいは高校生のときにどんどん活躍していたような活躍を大人になってもできるというような白石町であってほしいなあというふうに思っておりますが、今後女性職員が管理職を目指すことができるような職場環境づくりの意識向上に向けた町としての取り組みについて伺いたいと思っております。先ほど少し言っておりましたけれども、再度確認をお願いいたします。

○百武和義副町長

先ほど少し申し上げましたけども、今後はこういった女性職員の現状、そして仕事に対する意欲、能力に応じた適切な配慮や支援、こういったことが職場のほうに求められております。まずは女性職員の管理職への積極的な登用を図るために、その能力を十分に発揮できるよう適材適所の人事配置に努め、女性職員が幅広い職務を経験できるように配慮するとともに、特に中堅職員のリーダーシップ研修、それから管理職育成研修、こういった研修会への積極的参加を促すなど、女性リーダーとしてのキャリアアップを積極的に支援していきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○中村秀子議員

積極的に研修していただくとともに勇気を持って管理職登用に丸をつけるというような職員が出ますようにどうぞ指導お願いいたします。

これをもちまして一般質問終わります。

○片渕栄二郎議長

これで中村秀子議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

11時31分 休憩

13時15分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。友田香将雄議員。

○友田香将雄議員

質問者の友田香将雄でございます。

3月議会のときから2回目の一般質問です。まだまだ不慣れではありますが、一生懸命質問いたしますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

では、最初の質問であります高齢者を見守る取り組みについてです。

昨日、溝口議員も認知症初期集中支援チームや新オレンジプランなどについての質問がございました。私は地域で取り組む支援について質問したいと思います。

認知症を患う方、そしてその御家族は本当に多くの課題を抱えられており、その御家族にのしかかる御負担というものに関しましては本当に我々が想像をするもの以上のものがあると思います。白石町の人口におけます高齢者の割合は平成26年度に30%を超え、平成29年度では32%を超えと言われております。昨日の答弁でもございましたように高齢者の4人に1人が認知症またはその予備群と言われる近年の状況を鑑みますと、新オレンジプランの柱の5つ目でございますように認知症の人を含む高齢者に優しい地域づくりの推進、つまり認知症の方、そしてその御家族を地域全体で支えていくということがみんなが安心・安全に暮らせるまちづくりにつながるのではと思います。このことに関しましては、皆さん共通意識として持っておられるのではな

いかと思っております。そこで、平成17年度、今から10年前に厚生労働省が認知症を知り地域をつくる10カ年キャンペーンを開始しており、そのキャンペーンの一環である認知症サポーター100万人キャラバンというものを行っております。この取り組みについては白石町としても平成20年から取り組んでおり、ことしの2月の広報にも取り上げられておりますが、この認知症サポーター100万人キャラバンについて、まずは町民の方にわかりやすく教えていただけますでしょうか。

○矢川又弘長寿社会課長

今、議員のほうから認知症サポーターのキャラバンについての取り組みについて御質問だと思っております。平成16年12月に痴呆の呼び名が認知症へ変更されました。この背景には、痴呆は侮蔑的で高齢者の尊厳を欠く表現であること、その実態を正確にあらわしていないこと、早期発見、早期診断等の支障となっていること、それらが認知症の取り組みへの障がいになっているなどが現状としてありました。先ほど議員から紹介がありましたように平成17年度に厚労省から公表されまして、みんなで認知症の人とその家族を支え、誰もが暮らしやすい地域をつくっていく運動が始まりまして、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりに向け全国の自治体で認知症サポーター100万人キャラバンの取り組みが展開されております。平成29年3月末現在で認知症サポーター数は817万人を超えております。白石町でも認知症を理解し、認知症の人や家族を温かく見守り支援する認知症サポーターを育成するために平成20年度からこのサポーター養成に取り組み、養成講座の開講は63回で29年3月末でサポーターは2,369人、養成講座の講師を務めていただきますキャラバンメイトは51人いらっしゃいます。なお、受講者には修了証のかわりとしまして認知症の方を応援しますという意味を示す目印でありますブレスレット、オレンジリングを渡しております。本日、その現物をお持ちいたしております。これがオレンジリングというものであります。このオレンジリングには温かさを感じさせるこの色は手助けをしますという意味を持つと言われております。

以上であります。

○友田香将雄議員

認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を見守り支援する認知症サポーターを多数養成し、認知症になっても安心して暮らせる町を住民の手によってつくっていく、そういう住民同士で助け合っている町になることを目指す取り組みです。先ほど答弁いただきましたように本町としてもこの取り組みを長く行っておりますが、60回以上にわたりこのサポーター養成を行ってきた中で反省と申しますか、今後より一層進めていくために課題はどのようなものがありましたでしょうか。

○矢川又弘長寿社会課長

議員からお尋ねありましたあらわれてきた課題ということでございますけども、認知症に対する理解がどれくらい進んできたのかを検証することが必要だと思っております。認知症の人と認知症サポーターの割合が1対1程度になれば、サポーターがそ

それぞれの立場で役割を果たす地域づくりが可能ではないかと考えております。白石町において開催されました認知症サポーター養成講座を受講された方は先ほど述べましたように29年3月末現在、サポーターにキャラバンメイトを加えますと2,420人です。総人口に占める割合は9.9%、町民の10人に1人が受講されている形になります。また、高齢者3.1人に対しサポーターが1人いる状況になります。この受講率は全国平均6.5%を上回り、県内でも佐賀市に次いで白石町は2番目に高く、受講数も年々増加いたしております。課題といたしましては、受講される年齢層が50歳以上、女性の方が多数を占められているということでございます。受講された方は市町に登録されるものではありません。また、何かの役割を担っていただくということもありませんので、今後は一人でも多くのサポーター養成を努めるために学校との連携や認知症サポーターのフォローアップ活動等を継続して取り組み、実効性を高めることによりまして認知症高齢者に優しい地域づくりの取り組みを進めてまいりたいと思います。

以上であります。

○友田香将雄議員

今、答弁いただきましたように、今後ますます重要となってくる認知症サポーター制度についてですが、答弁いただきましたように実際多くの方が受講いただいておりますけれども、その効果のほどがなかなかよく明確にならないというところがあって、より一層多くの方にどんどんどんどん認識に関して進めていくために受講も取り組んでいただくと必要があるというところの課題があるのではないかなと思っております。

そこで、興味深い取り組みが熊本県のほうで行われておりましたので、そちらのほうを少し御紹介したいと思います。資料のほうで配らせておりますが、ことし4月27日の西日本新聞の記事です。熊本県菊池市の取り組みが国際アルツハイマー病協会国際会議の中でカナダ、シンガポールなどの世界8地域の取り組みと並んで先進例として紹介されるとのことです。その取り組みを説明しますと、菊池市では2009年から市内の小・中学校向けに認知症サポーター養成講座を始め、現在は小学校10校と中学校5校の全校で実施されています。養成講座を受けた生徒は認知症キッズサポーターとして地域を見守る一員となり、その人数は3月末現在6,860人に上るそうです。子供たちが認知症の理解を深めキッズサポーターとして地域を支える一員となるという取り組みですが、この取り組み、最初はいろいろあったそうです。記事にもありますように、特に問題となったのが子供たちの安全についてです。学校では知らない人に声をかけないようにと子供たちに教育しています。その中で例えば認知症の方が自分の居場所がわからず迷子になられている、そういうところを子供たちが発見した場合に、たとえ認知症が疑われる心配な高齢者であっても知らない人に声をかけるという行為についてどうするのか、子供たちの安全を守れるのか、そういう指摘があったそうです。私がこの取り組みが本当にすばらしいなと思ったのが、この指摘に応えたところにあります。迷い人を発見した小・中学校の相談窓口になるといった7つの宣言をした菊池市内の計806の見守り協力者や協力事業者が軒先に大きなオレンジリングと呼ばれる、こちらですね、現物ではないんですが、このようなイラストを載せたリング、持ち込み資料のほうに画像は載っていますけれども、こういったものを軒先に掲

げることとして、子供たちは心配な高齢者を見つけましたらリングを掲げているお店や事業者の大人と一緒に声をかけるという仕組みを構築しております。この取り組みは本当に興味深いと思います。従来であればどちらかというに見守られる側である子供たちが自分たちも地域の一員として地域の安全を担うことができる、大人と子供たちが協力し困った人を支援することができる、そういう仕組みがみんなが安心・安全に暮らせる町白石町になるために必要なことではないのかなと考えております。この認知症キッズサポーター、先日の6月2日では武雄青陵中学校のほうでも取り組みを始められていると情報を得ています。この白石町でもこの取り組みを導入すべきではないのかなと思っておりますが、こちらについて御答弁をお願いいたします。

○吉岡正博学校教育課長

認知症サポーター養成講座の実施についてお答えをいたします。

まず、私も白石町の高齢化、白石町の状況を申しますと、高齢化率の高い、また児童・生徒が3世代、4世代同居をしている家庭も多いところです。児童・生徒に認知症の理解は必要だと考えております。小・中学校では教科の中では総合的な学習、家庭科の中で扱うこととなります。また、本町の小・中学校では高齢者施設への訪問や高齢者体験、高等学校の社会福祉系列の生徒との交流などを実施しております。先ほど議員がおっしゃいました講座の件でございますが、この内容は認知症に対する正しい知識と理解をもって地域や家庭で認知症の人や家族に対してできる範囲での手助けをする認知症サポーターの養成ということの講座でございます。小・中学生向けのテキストがありまして、90分ほどの講座とされております。この講座は学校長の判断で受講することも可能ではございますが、白石町につきましては先ほど申し上げた高齢者との交流、体験学習を通じて本町の児童・生徒には認知症に対する知識と理解を持たせているところでございます。

○友田香将雄議員

今現在、違う形で高齢者の、特に認知症の方に対する理解を深めている活動をされているということの答弁だったと思いますが、1つは理解をするということに関しましてはとても重要な意義があるということで今現在も進められているとは思いますが、もう一つ段階を踏んで子供たち自身が何か地域のほうで一翼を担うというシステムのほうも大変重要でないかなと思っております。もちろん小学校、中学校、どちらもカリキュラム等の都合がありますので、大変その中で新しく何かを取り入れるということはなかなか難しい現状があるということにつきましては私も承知しているところではあります。しかしながら子供たちが地域の目となり困った人を見つけた際に大人と連携する仕組みを確立することが、この白石町のほうでもできたら、例えば認知症の方のみならず高齢者や障がいを持たれている方など多くの支援を必要とされている方に対して有効な重要な取り組みになるのではないかと考えております。そして、困っている人を見つけるという点におきましては、前回3月議会で質問させていただきましたが、ヘルプマークなどの導入も積極的に両方とも積極的に導入を検討することで一つの案に関して例えば10効果があるものに関しましても2つ取り入れる

ことで20以上の有効的な効果を生み出せるのではないかなと考えておりますが、こういった子供たちの力も地域の安全・安心を守るために協力を子供たちのほうにもしてもらおうということに関しまして、町長、どのように思われますでしょうか。

○田島健一町長

今、認知症対策の中で子供たちとの関係をずっと言っていただきました。まさしく今は核家族化をしてるわけでございますけども、本町においては結構2世代、3世代もあろうかと思えます。家庭の中でも見たり聞いたりすることもあるでしょうし、また外でもそういうことが必要だというふうに思えます。本町ではコミュニティ・スクールというのを取り組んでおりまして、そういったことの中でもやっていけるんじゃないかなあというふうに思えます。そういったことで、子供たちにも認知症というものを理解していただく、そしてまた認知症とか障がい者とか、そんな方全てに対して子供たちが接していくということも、大きくなっていく中においては絶対必要だというふうに思えますので、今後何らかの形で検討していきたいというふうに思えます。

以上です。

○友田香将雄議員

地域の課題におきまして町民みんなが協力してそれを解決していく、そのことについては本当に重要なことと思っておりますので、どうか引き続きいろんな形で御検討のほうよろしくお願いいたします。

次の質問に行きます。

まず、ICT利活用についてです。佐賀県では全国に先駆け平成23年度から全県規模で先進的ICT利活用教育推進事業に取り組み、本町でもICT利活用教育が始まりました。ICT利活用、日本語で言えば情報通信技術の活用は、子供たちの学習への興味関心を高め、わかりやすい授業や子供たちの主体的、共同的な学び、いわゆるアクティブ・ラーニングを実現する上で効果的であり、確かな学力の育成に資するものであるとして今日取り組まれております。まず、このICT事業における利活用についてどのぐらい重要と思われているのか、また今後は現状の水準を維持するのか、それともこれからさらにICT利活用を推進させていくのか、このあたりのお考えを町長お聞かせ願えますでしょうか。

○田島健一町長

ICT機器を利用した授業の取り組みについてでございますけども、これまで私も学校訪問等でたくさんの授業を参観してきております。特に最近の授業では先生や児童・生徒がICT機器を特別にとりたてて活用するのではなく、ごく自然に活用する姿を見ることができます。また、児童・生徒の意識調査でも電子黒板などを使うことで勉強がわかりやすいという意識を持つことがわかりました。ICT機器は利活用することが目的ではなくツールであると認識をいたしております。視覚や聴覚情報で提示する場合、イメージしやすい大変便利ですが、体験を通じての情報にはかきません。そこら辺を踏まえて利活用していく必要があると考えております。

以上でございます。

○友田香将雄議員

町長の答弁でもありましたように、このICTを利活用することによって多くのメリットがあるということは大きな形で出てきているのではないかと考えております。では、このICTを活用した授業につきまして町内の学校では現状は具体的にどのような形で活用されているのでしょうか。取り組み状況について教えてください。

○石橋佳樹主任指導主事

先ほど町長から答弁があったとおり、本町の先生方、そして児童・生徒のICT利活用は随分浸透してきたというふうに考えております。特に電子黒板を導入したことにより非常に映像で学習が確認できるというよさがあるのかなというふうに考えております。当初の板書等ではなかなか理解しにくい、例えば算数や数学の考え方であるとか、あるいは裁縫の具体的な手の動かし方であるとか、そういった情報をもう間近に動きを踏まえて勉強ができるということで非常に効果的に活用することで1時間の狙いを効果的に達成できるというよさがまずあると思います。ただ、それに伴う課題として、導入当初ICT利活用大切ですよという解釈がそれぞれの学校であったり先生方個人の解釈がまちまちであったためにできるだけ利活用しなくてはならないということで、もう一から十まで電子黒板でとか、そういう状況も若干あったわけですね。当初はちょっとそういう傾向もございました。ただ、教育に関してはやはりバランスだと思います。今まで話してきたいわゆるデジタルの部分、しかし昔から大切にされてきた読み、書き、そろばん、文章を読み、そしてそれを解釈をし、自分の頭で人に伝えるためにどう伝えるべきなのかというのを頭の中で思考させながら書くとかという作業を通して教育は欠かせないものがあります。そういったところを先ほどから出ております体験的な学習というふうに申し上げますけども、そういう体験的な学習であったり、これまで大切にされてきた不易の学習の部分とのバランスをとりながら、より効果的に今後も引き続きICT利活用教育、授業での活用等を進めていかななくてはならないと思います。大切にされてきた板書や発問、教師にとってもこれからも大きな研修課題として取り組むべきことであるのではないかなと考えております。

以上です。

○友田香将雄議員

私、上の子2人が小学校ではあるんですが、先日小学校の授業を拝見させていただく機会がありました。各学年で電子黒板を活用しながら、また電子黒板と併用しているいろんな紙媒体の資料であったり、本当に教員の方々手づくりのワーク物だったり、本当に複合的な形での授業をされてるということで、大変工夫を凝らした授業を行われておりました。その様子を見て私自身も、ああ、私の小さいころもこういうやつがあればもっとおもしろかったのかなと思いながら見させていただいているものでございました。昨年12月、前田議員がICTについて質問された際の議事録を確認させていただきましたが、そのときの答弁で一人一人の個性や能力に応じたわかりやすい学

習ができるようになったなどの一定の効果が上がってるということはこちらのほうでも確認をさせていただきました。しかし、ICTを授業で活用してきた中で課題も先ほどおっしゃられてるようにあるということだったのですが、12月の答弁では情報モラルやセキュリティに関する課題についてあるということでの答弁がありましたので、例えばそれ以外のところでこれからICTの利活用を推進していくというところで何か課題というか対策等も含めてありましたら、そのあたりも含めて御答弁いただけますでしょうか。

○石橋佳樹主任指導主事

1つ挙げさせていただくと、もうICT、もう御存じのとおり日進月歩で進んでいております。この後も新しい学習指導要領等を示されていくのですが、その学ぶべき学習内容に沿った形で当然先ほどお話をしたようなICT利活用も重要なツールとして継続していくと考えた場合、その進んでいく学習内容に対応できる機器であるとか定期的なメンテナンス、維持管理、さらなるニーズに対応するための環境整備というのがなるべくちょっと追いつかないといけないなというふうに考えております。当然これから新しい学びにまた向かう教職員や子供たちと向き合うための研修等も必要にはなってくるんですが、さらなるそういった環境整備、教職員研修等を踏まえ研究をしていくといいますか、より充実させていくことが今後の課題ではないかなというふうに考えております。

以上です。

○友田香将雄議員

私の考えとしまして、今現在これだけいろんなツールが発達している中で学習環境にICTをどんどん活用しながら、またいろんな形の複合的に教育の質というのを向上させていくということについては大変重要であるのではないかなというふうに思っております。ただ、ちょっとここで1つお聞きしたいことがあります。一方でICTの利活用について少なからず否定的な意見もあるのは御存じなのかなと思っております。数値的な効果がなかなか表に出ないということあたりとか、あとはICTの利活用を進めていくに当たり学校現場のほうに過大な負担を乗せているのではないかなというお話も聞くことがあります。そのあたりの意見について把握されてるのかなというところはありますので、そちらと、あとそれについてどのような意見を持たれてるのかなというところを簡単にでも教えていただければと思います。

○石橋佳樹主任指導主事

現場の声ということで解釈してよろしいでしょうか。具体的な数値としてちょっと調査をしたわけではないですが、私自身も教育現場に携わっていた者として答えさせていただきますと、現状においてICT利活用が進んだことによって逆に困ったという声は余り聞かなくなったと思います。逆にそれをツールとして活用することで非常に学習の幅が広がった、指導の幅が広がったというふうな声は多く聞いております。また、23年度からの県の導入によりいろんな形で先生方も研修を加え、そして授業づ

くりをしてきました。非常に指導自体に自信を得ることができたのではないかなというふうに思っております。ただ、もう一つちょっと課題としては、先ほど申し上げたことと関連していくんですが、なかなか環境整備が追いつかないという課題がございます。この必要なときに、今使いたいというときに、例えばちょっと移動パソコン等の機器が手元になかったりとか、こういうふうな学習も可能ではないかということで授業を仕組むに当たりまだソフト等が追いついていないとか、そういった課題は当然ございますが、そのあたりについては学校のほうにも先生方にも今のところはこういう現状ですという御理解をいただきながらできる範囲でお願いしますというふうなところもございます。そういったところが課題になるかと思えます。

以上です。

○友田香将雄議員

先ほど御答弁いただきましたように、このICTの利活用というのはしっかりと教育現場のほうにも根づいてこれからもいくところの答弁だったのではないかなというふうに受けとめました。

そこで、このICTに似たような話である次の質問に移らせていただきます。小学校の次期学習指導要領においてプログラミング教育の必修化がされることとなっております。自分が意図する一連の行動を実現するためにはどのようにすればいいのか、理論的に考える力を形成するために今回必修化がされると把握しておりますが、まずこのプログラミング教育はどのようなものかお願いいたします。

○石橋佳樹主任指導主事

プログラミング教育についてということでの御質問だったかと思えます。小学校次期学習指導要領が平成29年3月31日、文部科学省より公示され、御質問のプログラミング教育は、この中の一つに位置づけられるようになりました。平成30年度から先行実施、そして平成32年度から全面実施となっておりますが、小学校におけるプログラミング教育が目指すものは、根本的なところは先ほどお話にもありましたように子供たちの論理的な物の見方、考え方を身につけさせるためのツールとして活用していくことだと捉えています。子供たちがコンピューターに意図した処理を行うよう指示することができる、例えばAに進むのであればこうなるとか、Bを選択した場合はこのようなことになるというふうな先を読む力といいますか、そういった指示ができるということを実際にプログラミングを体験しながら身近な生活でコンピューターが活用されているよさを知ったり、あるいは問題解決には必要な手順があるということですね、大きな階層があって、そこから具体的にどんどん詰めていって、2つの理由によってこのような結論になりますというふうな、こういった論理的な思考ができる、非常にこういったところが大事なんですね。まとめて言いますと言語活動というふうに言えるかと思うんですが、そういった言語活動にもつながってきます。そういった先ほどの繰り返しになりますが、コンピューターによるプログラミングに触れて体験し活動のよさを知ることによって自分の生活に生かそうとする態度を身につけることなども大切ではないかと思えます。論理的思考をプログラミングを通して身につけるこ

と、そして自分の生活によりよく生かそうとする態度を身につけることというふうに捉えております。ただ、今後小学校で効果的な教育を進めていくための条件としては、まだ具体的に示されていないのが現状でございます。いつ、どんな内容を、どれぐらいの時間をかけて、そして実際にどのようなソフトや教材を使ってという部分がまだ不明確なんです。ですので、今後中央教育審議会や関係会議等の具体的な指針の動向等も見ながら対応していく必要があるのかなと思います。それを見て本県や本町でどういった環境整備が必要なのか、どのような教材をそろえていく必要があるのかというのを見据えて今後進めていく必要があるかと思っています。

以上です。

○友田香将雄議員

このプログラミング教育についてなんですけども、すごく大ざっぱな説明をしますと、ロボットがあったとして、ロボットに右手を挙げてくれという指示を行います。それをプログラムというものをつくって指示を行うんですが、なかなかロボットも右手挙げるのに左手を挙げるとかという、こういうエラーがあるんですね。そういうエラーをいろんな形でなぜだろうと、どういう形でするのがいいのかなという試行錯誤、俗に言うトライ&エラーと言われるんですが、そういうことを繰り返すことで論理的思考を養うと、ちょっとかなり大ざっぱではあるんですが、そういった取り組みをプログラミング授業ということで、これから、特に小学校のほうで必修化されていくという内容ではあるのですが、このプログラミング教育に関しまして先ほどのICTと比べましても少し専門性の高い内容であるかと感じますが、実際学校の現場で考えますと、学校の先生方、これを本当に必修化に向けて動いていくとする場合、本当に大変なんだろうなというのは思います。私自身も少し携わってるものですから、つくづくそういうふうに思います。しかしながら、必修化が決まった以上、そのプログラミング教育の効果が最大限発揮され子供たちの利益となるようにするのが我々の務めでありまして、2020年、必修化が始まるまで余り時間がないように感じられるのですが、ばたばたとして中途半端な導入にならないよう今からしっかりと準備を進めていく必要があると考えますがいかがでしょうか。

○北村喜久次教育長

小学校のプログラミング教育について御質問をいただいております。ここで1つ誤解がないようにしなきゃならないと思いますが、プログラミング教育といいますと、コーディングといいますか、プログラムそのものをつくること、例えばベーシックにしるC言語にしる、そういうものを操ってプログラムをつくることではないんですよ。そういうものじゃなくて、結局小学校段階ではコンピューターというものは人が意図した処理をすれば指示することができるものだということを体験させるというものなんです。ブラックボックスではない。人の指示で動くということを体験させる。したがって、このための特別の時間というものもございません。指導者の裁量によって例えば理科とか国語科とか図工の時間等を使って指導するというので、例えば簡単な図形を描かせたりとか、そういうことでブラックボックスじゃなくて人の意図で

動かせるものだということをおぼせる段階なんですね。ちょっと小学校でプログラミング教育というと、そんな専門的なことを小学校段階からやるのかと思われそうですが、そういうことじゃないということですね。ただ、これまでしかなかった分野ですので、中学校では技術家庭科等でも既に実施をしていますが、小学校段階ではなかった分野ですので、指導者としては今後計画的な研修によってより効果的な指導が子供たちにできるように進めていかなきゃならないと思っていますところ。

○友田香将雄議員

先ほど教育長が御答弁いただきましたようにプログラムについて専門性が高いことを学ぶわけではないんですね。ただ、今まで行ってなかったことに関して改めて学校の教員の先生たちがそこも視野に含めた形での授業を行う必要が出てくるというところで、ちょっと御負担も出てくるのでないかなというのは間違いないところだと思います。なぜ私がここを追求するかというと、以前のICTの活用の導入を進められるときに各自治体が本当に見切り発車的に進めていた自治体が本当に多く、そのおかげで学校現場が混乱したという話も本当に多くありました。このようなことにならないようにする必要があると考えております。スムーズな導入になるよう、しっかりと計画を進めていくということは本当に必要であるとともに、それと同時に新しい学校の先生に対して負担がかかることとございますから、一方で学校の先生たちの日々の活動に対して負担を軽減させるというところの双方向での検討も必要でないかなと思っております。なるべく先生方の負担が過度なものにならないよう、例えばプログラミング教育に関して外部講師を利用していくとか、そういうことで先ほど中村議員の質問にもありましたように外部の力というものも有効的に活用していくということも含めて検討を進めていかなければならないのかなと思っております。

それともう一つ、これもICT、もちろんプログラミング教育にも関係することとございます。先ほど答弁にもありましたように、これからどんどんそういった形での活用が進んでいくと思われる中で設備がなかなか整いにくい状況にあるというのは本当に残念なことではないのかなと思っております。小学校での現在移動パソコンで対応されておりますが、先ほど答弁いただきましたように使いたいときに使えない状況がたまにあるというところがあるということなので、それは子供たちの学習の機会を少し制限してしまっているという状況があるのではないかなと思っております。平成30年度で現在の移動パソコン機器のリース契約は終了するというところとございますが、その後は各学校のほうにしっかりと配備していただけるようお願いしたいのですが、どのようにお考えを持たれてますでしょうか。

○石橋佳樹主任指導主事

議員さん御指摘のとおり、先ほどの点につきましては、いろんな校長会であったり教頭会であったり、現場の声を聞く機会のときに声として上がっております。その期間が終わりましたら、よりよい形で学校に提供できるような形で検討していかななくてはいけないと考えていたところとございます。ありがとうございました。

以上です。

○友田香将雄議員

本当にここのポイントなんですね。子供たちの学習環境を充実させるために正直言って限られた予算の関係で運営していく必要も本当にございます。しかし、予算を理由に子供たちの教育環境の整備を制限してしまうことが本当にいいのかなと、そこは私はどうしてもよくないのではないかなと考えております。では、どうすべきかなというところを考えていきますと、そこを突き詰めていければ、私はどうしてもランニングコスト等のことも考えますと学校の統廃合等も必要性も含めて考えていて、そして学習環境の設備の充実にどんどんしっかりと充てる必要はないのではないかなと思いますので、このあたりにつきましては9月の定例議会の際にまた御質問させていただければと思います。

そして、最後の質問に移ります。

済みません、ちょっと町長、かなり漠然とした話で申しわけないんですけども、行政情報の積極的な公開が必要とよく言われるんですが、なぜ必要なんですか。これをちょっと簡単に御答弁いただけましたらと思います。

○田島健一町長

今日においては、行政をつかさどる、私たち行ってるわけですけども、税金を払っていただいている町民の方たちにどんなことをしてるのかとか、全てを明らかにしていくというのは必要だというふうに思います。そういったことから情報公開等、また事件、事故等あっても速やかに明らかにしていく、そして問題はどこにあったのかというものとあわせてお知らせしていくことは必要だというふうに思います。また、事件、事故のことばかりじゃなくて意見公募手続ということもございましてけれども、これも行政が行っていく上ではいろんな審議会とか、もちろんこの議会でも議論をしていただくわけでございんですけども、一般の町民の方からの意見というののもいただかないかなということもあるわけでございまして、そういったこともパブリックコメント等々ありますけれども、そういったこともやっていかにやいかんと。とにかく行政がやることは町民の方にも知ってもらうということは必要じゃないかなと思います。

以上です。

○友田香将雄議員

町長の御答弁にありましたように、行政情報の積極的な公開、この目的の一つとして町民の方に今白石町はどんな課題を持っているのか、白石町はこれからどんな未来に進むのかということに対して興味を持ってもらうということが本当に重要であるということは皆さんと共通認識として持っているのではないかなと思っております。町民の方に行政について興味を持ってもらう、町の課題について考える、そしてどういうふうになればこれから先どんどん進展していくのか、発展していくのかということ行政のほうに声を上げていただく、それが白石町の発展や行政の活性化について必要不可欠ではないでしょうか。ここで質問ですが、現在主に行っている行政情報公開の手段としましてホームページなりいろいろあるかとは思いますが、どのようなもの

を活用されていますでしょうか。

○松尾裕哉総務課長

行政情報の公開の手段等でございますけど、白石町におきましては白石町情報公開条例がございますが、その14条に情報公開の総合的推進という規定がございます。それに基づきまして町が保有します情報の提供を推進することで行政運営の透明性の向上を図るとともに町民との情報の共有を図っているところでございます。主に公開をしております情報としましては、町が町民に広く周知したい新規施策やイベント等に関するPRの情報、それから町政運営に関する基本的な計画や重要な施策、予算や決算、そして組織や定員、給与等に関する情報等の行政の基幹情報がございます。現在、町広報紙やホームページを利用いたしましてPR情報、町政の基幹情報の公開を行っておりますが、最近ではより幅広い周知のためにテレビや新聞などの報道機関向けのプレスリリースなども行っている状況でございます。

以上です。

○友田香将雄議員

先ほど答弁いただきましたように、さまざまなツールを使って情報公開を積極的に行っているということでございましたが、一方で町民の方、特に若い世代のほうからなんですけども、なかなか行政に対しての関心が高まっていないという状況があるのではと思っております。これはことし1月の成人式のデータなんですけど、私、成人式の会場で新成人向けにアンケートをとらせていただきました。テーマについては1月末の選挙、この間の選挙について行くかどうかというテーマだったのですが、行かないと答えた人は行くと答えた人の3倍だったんですね。その行かないと答えた人の理由とした中で2番目に多かったのは選挙の日に白石町にいないということでした。それはちょっとしょうがないところもあるのかなというところではありましたが、一番は町の行政について興味がない、よくわからないというお答えが本当に多かったです。このことについてどう思われますでしょうか。

○松尾裕哉総務課長

白石町に対して興味がないというようなことでどう思われますでしょうかということでございますけど、私たちの町の情報をもっともっと、白石町がこういうのであるというような情報をもっともっと知らせるべきところが不足しているんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○友田香将雄議員

やはりこれからどんどん今まで行っている手段以外に新しく取り組んだものでこの行政情報というのを発信していく必要はあるのかなというところではございますが、そこで町民の方からの意見を募集するパブリックコメント制度についての質問に移らせていただきます。パブリックコメントとは政策を実施していく上であらか

じめその案を公表し、広く町民の皆様から意見や情報を募集する制度です。本町としてもその制度を行っておりますが、まず質問ですが、ことし3月に行われた白石町公共施設等総合管理計画案に関する意見募集について募集期間は3月17日から27日の11日間でした。このパブリックコメントの募集についてどのような形で告知を行われたのでしょうか。

○松尾裕哉総務課長

白石町公共施設等総合管理計画の意見募集についてはホームページで周知をしています。

以上です。

○友田香将雄議員

そこで、済みません、2枚目の資料のほうを御確認ください。これ、私自身がちょっとことし1月からの佐賀県内で行われたパブリックコメントのほうをまとめた資料ではありますが、各自治体のパブリックの募集期間につきまして見ていただいたらわかるように、おおむね1箇月の募集期間を持たれてるところが多くて、短くても大体20日以上というところが結構多かったんですけども、この白石町、今回3回パブリックコメントの募集をされてるのですが、11日間、16日間、13日と比較的少しちょっと短いのではないかなと思います。これは何か理由があるのでしょうか。よろしく願います。

○松尾裕哉総務課長

行政手続法によります意見公募等の規定等におきましては、30日以上というような法的には規定もございます。それ、私どものそれについてその30日に縛られるわけではありませんけど、白石町についておおむね2週間程度というような、それを加味した規定等はございませんが、大体するときには2週間程度ですというようなことでさせていただきます。

以上です。

○友田香将雄議員

この日数におきましては、短いところ、黄色い線でちょっと色づけしてるところの自治体に関しましては、私、電話で全部聞いてきました。どうですかと、短くされてる何か理由か何かあるんですかとお聞きすると、基本的には1箇月間公表をしたいという前提があるが、その案件等を詰めていくに当たって判断日が決まっている中でどんどんどんどん予定がずれ込んでいって、1箇月予定してる中がどんどん、例えば25日だったり20日だったり15日だったりとかということで、募集期間が短くなってしまったというところだったんですね。なので、本来であれば1箇月程度の募集期間を持ちたいというところでした。逆にこちらはここに載ってる以外の県外の市町村にも確認したんですが、その日数が1箇月とられてるところに関しまして聞いてみました。そうすると、やはり行政内で役場内と申しますか、その中でいろんな形でこ

ういう懸案を進めていくに当たってどんどん日程がずれ込んでいってタイトな日程になりやすい傾向はあるんですが、パブリックコメントを実施するという中に当たって短い期間を募集するというのは、町民からの意見の吸い上げという機会を制限してしまうのではないかなというところで、何とか1箇月というところで確保されてるというところのお話でございました。短いから悪いというわけではないとは思いますが、このパブリックコメントですね、先ほどホームページで公開されたということだったんですが、町民の方自体、このパブリックコメントやってるよということ自体知らない方が本当に多かったんですね。これをやるということでしたら、多くの方に意見を出す機会を設けていただけるように、これも積極的に広報を進めていく必要があるのかなと思っております。これは行政情報の発信は発信するだけではなくて、町民の方のいろんな意見を行政に言える環境を整えるということも含めた形が本当の意味での取り組みになるのではないかなと思っております。先ほど新成人の話ではありませんが、新成人の方のみならず多くの町民の方が行政、議会も含め何をしているのかよくわからないと、町の情報がなかなかとれないと感じておられる方が本当に多くいらっしゃいます。そういった方に行政について知っていただけるような積極的な取り組みを行う、まちづくりに参加していただくというのが我々がまずやらなければならないことではないのかなと考えておりますが、町長、そのあたりいかがでしょうか。

○田島健一町長

パブリックコメントについての期間の長短というところ、また発信をするのもホームページ上だけじゃなくてまた違ったところでもというようなお話もございました。これについては、先ほど課長も答弁いたしましたように白石町情報公開条例等々もございますので、その中でまたいろいろ検討もしていく必要があるかというふうに思います。しかしながら、先ほど来お話ありますように期間が短いからだめだということには一概にはならないというふうに思います。いろいろ話も聞きますと、最初のことに見ないと、例えば1箇月も2箇月もしても、後ろのほうではほとんど出てこないというところもあって、全てが日数ではないというふうに私は思っております。しかしながら、先ほど議員からのお話もございました。そういうことで、内部でもいろいろとまた検討もさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○友田香将雄議員

これは町民の方自身が町に対していろんな形で興味を持ってもらうということが本当に重要であると思ってる中での取り組みになってくるのかなと思っております。やはり4年に1回の選挙のときだけに町の行政についてとか、いろんなことについて興味を持ってくれと、選挙に行ってくれとかという話ではなくて、常時積極的に行政のほうから町民の人たちに興味を持ってもらうための行動を起こしていく必要があると思います。我々議員も含め新しい方法をどんどん取り入れながら町民の方と一緒に町をつくっていく、そういう町であるべきと思います。積極的な行動をお願いするとい

うことで今回の私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○片渕栄二郎議長

これで友田香将雄議員の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

14時13分 休憩

14時35分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。
次の通告者の発言を許します。重富邦夫議員。

○重富邦夫議員

重富邦夫でございます。

本日、6月議会一般質問最後の質問者ということで、皆様方、お疲れのところ最後までおつき合い願いたいというふうに思います。

きょう、本日、2点通告をさせていただきます。

1点が農業振興について、もう一点として防災計画について、大きく2点質問をさせていただきますというふうに思います。

農業振興についてでございますが、この白石町の基幹産業である農業でございますが、本当にさまざまな特産物ができており、日々時間を惜しまず天候と戦いをしながら日々努力を重ねる農家の皆様方には本当に感謝をするばかりでございます。しかし、今のこの日本の農業の状況というものはTPPを初め農業人口の減少、担い手不足、農業を取り巻く環境が一段と厳しさを増す中、この白石地区農業も大きな転機を迎えているというふうに捉えております。農業者の多くはこれから白石の農業はどうなるんだろう、そういった不安の声をよく耳にいたします。やはりこれから白石の農業というのはどういう方向性をもって動いていくものなのか、またどういうふうに進化をしていくのか、そういった指針を目標をこれまで町長、農業分野に関しては何度も答弁されてきていることだというふうに思っておりますが、いま一度しっかりとした方向、指針ですね、目標を示していただきたいと。農業者の方はどの方向を向いて努力をしていいのか、またこれも農業者の方も投資というものをしていかなければならなくて、方向というものが一定程度見えてないと、そこに一步踏み込めないというふうなところもございますので、農業者が戸惑うということがないように白石町が推進をするこれからの農業体系のあり方、方向性についてお伺いをいたしたいというふうに思います。

○田島健一町長

重富議員からの農業の今後の方向性等についての御質問いただきました。今日の農業を取り巻く情勢というものは、米の価格低迷、また農業従事者の高齢化や後継者不足による生産基盤の脆弱化など厳しい状況にあります。農業は佐賀県、特に我が町にとっては地域を支える基幹的な産業でございます、地域社会を形成する上で欠くこ

とのできない大切な産業であるということは言うまでもありません。町といたしましてはこれまで以上に高品質化、低コスト化のための新品種や新技術の普及や経営の体数強化策などに力を注ぎながら、つくること、そして売ること、そして人づくり、こういったものをそれぞれの施策で進めてまいりたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○重富邦夫議員

やはりこの農業の体系というものが変化を遂げるということがこれから問われてくるんだろうというふうにも思いますが、白石町の中でも農業法人化というふうなことで政策が進められておりますが、この法人化というものをした後のことなんですが、法人化をしたから、補助金等がもらえる形にしたから、あとは農業法人のほうでやってくださいというふうな形なんですか。それとも、法人化した後の具体策として町としてある一定の方向性というものを持っておられるんでしょうか。お願いいたします。

○堤 正久農業振興課長

この集落営農の法人化ということでございます。法人化をなされた地区も数箇所ございます。現在準備委員会を立ち上げて、その設立へ向けて準備をされているところもございます。その中でその設立準備の前の段階から農業振興課としてはその集落と一体となってやっているとございます。この法人化へ向けての動きにつきましては、町を初め普及センター、JA、国とかさまざまな機関が後押しをしながらその法人化を設立するところを頑張っているところでございます。まだまだ白石町内では全体が法人化できるようなところまでなっておりませんが、法人化されているところについては今後町、普及センター等もあわせながら支援を行ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○重富邦夫議員

この米、麦、大豆に関して、もう前から補助金等が出ておるところなんですが、この今の国の農業政策の一つの段階的措置として法人化というものが恐らくは国の狙いとして進められ、大規模的に生産ができる競争原理の土俵というものに乗っかるというふうに考えます。これからますます全国的に農業法人というものがふえ、組織としてある一定程度の経営安定の流れというものが法人としてつけば、今ある水田各種補助金等が、これは国の狙いとして段階的になくしていくというような私個人の見解ですが、そういった懸念がございしますが、いかがお考えでしょうか。

○堤 正久農業振興課長

法人をされると国の補助金等々がなくなっていくのではないだろうかというような御質問かというふうに思います。現在もその補助金の採択要件というのは少しずつそういう集団とか面積要件をしていくというようなことになっているところでございます。

す。特に相当前ですけれども以前までありましたトラクター、コンバイン等の汎用機械、こういうものについては、もう現在は補助事業にのるということはまず考えられないというようなどころになっているものだと思っております。基本的には一度補助事業を利用して購入もしくは設置したものの更新、建てかえ等については自己資金もしくは制度資金等を利用しながら更新をしていくというのが基本だろうと思えます。新たに何かを挑戦していこうとかモデル的なものについて国庫補助なり県補助なり町のほうの補助についてもそういう基本スタイルを持ちながら補助事業というのはつくっていくものではないだろうかというふうに思っておりますので、全国的に法人化をなされていくから補助事業がなくなっていくよではなくて、先進的なことまたはモデル的なことなどをしていくことによってそういうものが普及効果を持っていくということで補助事業というのが成り立っていくのではないかとこのように思っております。

以上でございます。

○重富邦夫議員

しかし、国の総理大臣のほうは成長産業になすというふうな思いを持っておられる。成長産業になすということは、産業自体何も手をかけないでみずからが稼げる、そういったものが確立できることが成長産業というものだと私は思っております。民間の農家が、補助金等は今、補助金がなければなかなか成り立たない、そういった世界になってしまってるんですが、これをだんだんと大きくなして自分たちで利益が出るように、そういった形をつくって補助金の使い道というものを考えていこうというふうな思いがあるんだろうかなというふうに私は思っているんですが、この白石町、農業全体で見えますと、米、麦、大豆ということよりも支えになるというのが施設園芸や野菜類だというふうに思っております。個人の大規模農家というものを含め園芸農家等の強化というものを私これから図るべきではないのかというふうに思っておりますけれども、御見解をお願いいたします。

○堤 正久農業振興課長

国の方向というのが御質問にございました。国は農林水産業の成長産業化に向けて農地の大区画化や農業水利施設の長寿命化、高収益作物の導入、加工や販売施設、集出荷施設などの整備、6次産業化、輸出販売競争力強化など総合的な基盤づくりを行い、他国との貿易協定を念頭に置いて輸出を主体とした農林水産業の成長産業化を目指すというようなことで国のほうが現在考えているところでございます。御質問ありました米、麦、大豆というところと施設園芸等の今後の振興策というようなことでございます。農業の従事者数、生産者数等を見ますと、水稻がその生産者の中で数字でいきますと2,210名程度、大豆が1,220名程度、それからタマネギがうちの露地野菜で最も主流なタマネギについては1,660人程度が生産者ということで、白石町も幾ら主経営がタマネギと申しましても米、麦、大豆をまず念頭に置いてやっていくことが非常に大切かというふうに思っております。そこで、それにプラスタマネギ、レンコンの露地野菜にあわせてアスパラ、イチゴが主流でしょうけれども、イチゴとかアスパラとかキュウリとかの施設園芸を取り入れていくというのが非常に大切なことではない

かなというふうに思います。この施設園芸といいますのも、労力的に相当な労力を要するという問題もございます。白石町でもイチゴというのは白石のイチゴというのは結構有名な作目ではあったんですけども、年々労働力という点から若干ずつ農家が減っているようなところもございます。そういう施設園芸でございますけども、全体的に佐賀園芸なりの県単事業なり国庫だとハウスとか結構要件が厳しいというようなところもありますけども、佐賀園芸等を利用しながら、また個人的にやっていく場合については農業近代化資金等も流用しながらやっていただきたいと思います。施設園芸の振興と申しまして町がこの作物をつくりましようというようなことはなかなか言えないものでございまして、農業者の経営といいますか、経営の考え方によって作目が決定されていくのではないかなあというふうに思います。その施設園芸等々の指導等についても普及センターもしくはJ Aの指導員等々もあわせながら指導とか助言を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○重富邦夫議員

作物というのは、ことしよかったら次の年はふえ、悪かったら次の年には減るといふような現象を繰り返しているわけでありまして。ことし去年のタマネギが余りよくなかったためか、遊ばせた農地というものも多く、作付面積確保のため推進しやすいように露地野菜等の定植までの助成をやるとか、キャベツのリスクな時期の11月、12月に支援をしたりだとか、これは一つの案ですね、タマネギのマルチに関しても、早いうちに価格が高いうちに売りたいというふうな心理からか白マルチというものに集中しやすく、少ない緑や黒というものが、やはりマルチ自体も高くて、そこに助成をやるなど、作付分散という意味でも必要ではないかと思っております。そこはより高値で売買をするために生産者とJ Aなり民間の青果屋さんなり、買い付けしながら一番に交渉するところと両方がどういった仕事をやっているのか、どういった駆け引きをもって市場で売り買いをやっているのかというものをお互いこれ内容を理解しておくというふうな必要があると思うんですね。そういったときに町はこの農業関係機関と一体になって協議をすべきだろうというふうに思います。これは全体的にバランスよく高値で売りたいという思いから税収にも影響というものが出てきますから、経済を動かすという意味で申しているところではございます。そういった助成関係もどのようにお考えになるのか検討していただきたいと思いますというふうに思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○堤 正久農業振興課長

タマネギのマルチが多くなっているけどもマルチへの助成はというようなことだと思います。タマネギの話ですけども、以前は露地、晩生ですね、からタマネギが始まったわけですけども、多くは以前はそうでございました。それと、市場の関係、それと労力との関係と労力を分散するという考え方からわせのほうにどんどんいっているものだというふうに思っております。白石町のタマネギでは春一番から始まり晩成のもみじあたりまで入っていこうかと思っております。その作型については各個人の方の

経営のあり方、労働力のあり方、それとその品種に対するこだわりとかいろいろあるかと思っております。マルチについては、もうタマネギの相当数をマルチ栽培をされているということを考えれば、マルチに対しての助成というものは現在のところ考えているところではございません。

以上でございます。

○重富邦夫議員

それでは、法人化組織からの話であります。既に登記をされたところもあり、いろいろと問題もあるようで、現場の実作業というものに関して、例えば15軒で法人化をしまして、しかし実際作業をする後継者といいますか構成員ですね、それが5軒であったと。作業のときに出てくる人がいなかったり、作業をする、そのする人自体が少なかったりとかで、自分のところだけでも大変なのに、集落の面倒まで行き届かないといった話がございます。単純に人材不足ということですね。これ、法人化で米、麦、大豆の中で人材がいるところはいいんですが、いないところ、人間を雇用すればいいんじゃないかというふうな話なんです。これそんな定期的に自分たちのいいときばかりにというわけにもいきませんので、年間で仮に雇用をしたというふうにしたとき、これやはり遊ばせてしまうんですね、あと給料をどうするのかというふうな問題もございまして、また個人でやってる農家さんもあと一歩大きくしたいんだけど年間の給料というものを確保できない、作物というものは乱高下しますから、その収入というものを確保できないというふうな懸念があって、あと一歩踏み出せないというふうな現状があると思います。この人材問題というものにどのように解消されていくお考えなんでしょうか。

○堤 正久農業振興課長

白石町の中での法人化という現在の動きから申し上げます。有明干拓支所管内が集落ごとに法人化を2箇所なされておりますけども、現在ほかの箇所についてはほぼJAの支所管内を範囲として集落営農の法人化が計画をなされているところでございます。そういう話し合いの中で現在進んでおります。須古地区については2箇所に分かれているような状況でございますが、おおむねJAの支所単位ということでなされていくというふうに思っております。例えばの話で議員のほうから15名の法人に対して5名の作業をする人しかいないというようなお話でございますが、米、麦、大豆の主体的な考え方の中に、現状の米、麦、大豆をつくっている方式ですね、この方式というのはほぼ変わらないというふうに思っただけであればよいかと思います。自分の田んぼについては自分がまず耕作をするということになります。機械とか施肥用の肥料とか農薬とか、そういうものを共同で購入をしていくよと、法人が購入をするよというようなことでコストの縮減を図っていくと、それと出荷についても共同で出荷をしていくよというようなことでやっていくということになります。基本的に自分の家の農地は自分で耕作をしていくということになります。離農をされた方とか、もうちょっとけがで今のところ営農ができないよという方たちの農地をその構成員が耕作をしていくというようなことで考えられているのが現状になります。給料をどうするの

かという話でございます。やはり自分がつくった水田から所得が上がります。その所得については一度法人が所得として受けながら経費というのがかかると思います。その経費等を差し引いて従事分量配当として各農家さんへ黒字の分について配当をしていくということになります。法人は次の機械の購入とかいろいろなもので翌年度の資材の購入費とか、そういうものが必要になるというふうに思いますけども、そういうものを積み立てていくというようなことで、基本的に集落営農の法人というのは農協法に基づく農事組合ということになりますので、もうけができないということになりますので、黒字の分は全て機械等の積立金を除いて各農家さんへ従事分量配当として配当をしていくということになります。

以上でございます。

○重富邦夫議員

それでは、次の農業委員会及び農地制度改正による農地集積事業などの変化、またこれから農業委員会が果たす役割についてお伺いをしたいと思います。

農地集積集約化について本当に地域の実情というものをよく理解している農業委員の役目というものは本当に大きなものがあるというふうに思います。例えば集積されようとする農地の両隣に担い手と担い手の方が隣接をしていたとした場合、その両隣ともその農地を欲しがったといった場合、またその逆の場合もしかりですね、また家の周りにカギがついたつくりにくい農地や、狭く形の悪い、また排水関係で環境がよくない農地、生産性に乏しい農地、こういうところのやりとりというものはどういふふうな、どのような判断をもってこれ結論というものを出すんでしょうか、お願いいたします。

○西山里美農業委員会事務局長

先ほど来から農業者の問題というのがいろいろ言われておりますけども、農業委員会のほうにつきましても大きなものが集積事業としましては農地法の改正が随時行われてきております。平成21年に改正のあった後に農地利用集積円滑化事業というのが創設されまして、円滑化団体でありますJAを通した農地の貸し借り、そういうことで農地の集積が進められてきております。その後、人・農地プランがつくられ、それから平成26年からは農地中間管理事業というのが創設をされました。これは貸して、借り手の中間をその公社のほうで橋渡しをしまして地域の農家の方につくっていただく方に貸したいということで事業をされてきたわけでございますけども、農地の貸し借り、それから売買につきましては、その地主、地権者の方の意向がもちろん重要でございますけども、どうしても自分ではできないということでありましたら、そこを隣接の方両方に、同じような条件の隣接の方がいらっしゃったら、その方を含め両隣の隣接の方のどちらがつくったほうが一番今後の農地利用のほうで効果的にできるかというのを地権者、それから借り手、それから地元の農業委員等入っていただきまして検討をしていただいて、よりよい借り手、買い手のほうに農地のほうを集積をしていただくということで、売買につきましても同じような条件でございまして、いきなり農地ができないから売ると言われる方も、その前にはどうしてもつくり切らんけ

んということではばらく何年か借りてつくってくださいということで貸しておられる方もいらっしゃる。そういう方は基本的に今借りておられる方が農地をそのまま利用されるのが一番効果的に利用できるのではないかなあとということでまずお話をしますが、買うというのはなかなか大変な決断でございますので、その場合はどうしてもその方が無理ということであれば隣接の方、隣接の方も無理ということであれば地域の方ですね、そういうふうにしてだんだん範囲を広げていきまして、よりよい農地集積で農地の維持ができるような方法をとっております。

それから、白石町におきましては宅地周りが農地ということで、そういう地形のところがたくさんございまして、どうしても、借り手、買い手が少ないような状況でございます。そういうところが出たときにも条件的にお互い話をしていただくわけでございますけれども、排水が悪いところとかは暗渠事業を双方話し合って折半して出されたり、それから地主さんが自分で投資をしますということでその事業をされたり、ケースに応じていろいろ話し合いをしていただいております。今、農業委員さんも地元の方から頼まれて農業委員をしよう間に条件の悪か農地ばかりいっぱい自分のところに寄ってきたというふうに笑い話のように言われてる方もいらっしゃいますけれども、もうそういうちょっと形が悪かったり狭い農地でありまして、隣接のところを借りれば大きな農地になるということで、そういうふうにしてだんだん集積を進めていただいて、つくりやすい農地ということで利用をしていただきたいなあと、耕作、荒れてる農地がないというような状況に地域の方で持って行っていただきたいなというふうに思っております。それにつきましては先ほど農業振興課長が言いましたように法人化というの大きな組織として力になっていただけるのではないかなというふうに期待をしております。

以上です。

○重富邦夫議員

この白石の農業を成長産業として発展させていくためにも、この農業委員会の果たす役目というものは本当に大きなものがあるというふうに思います。白石町の運営の発展に関しても、これは非常に関連性の深い分野だというふうに思っておりますので、広い視野を持って取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に行きます。

2個目の防災計画についてでございますが、5月23日に、私、熊本県の益城町のほうに実際に震災をされたというふうなことから、それを受けてどうだったのかというふうなことで話を伺ってまいりました。まずは熊本地震でお亡くなりになられた方々のお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々のお見舞いを申し上げ、益城町の貴重な御意見というものを重く受けとめ、その内容を紹介しながら質問をしていきたいというふうに思います。

益城の町に行ったとき、まだまだ路地を曲がれば解体工事が行われていたというふうな状態で、特に目立ったということは、もう更地が多かったというふうな印象でございました。応急的な措置を講じなければいけないものは大分に片づいてるのかなというふうなところで、大部分的な復興がこれからなんだろうというふうな感じを受け

ました。あとはお店とかができない、震災で被災をしてお店とかができないというところが10店舗程度集まってテントとか仮設のプレハブ等を利用して一つの塊として商店街みたいな形で商売をされてたところが幾つかございました。町の商店街の方々たちですね。そういったところで復興、本当の復興にはまだまだ時間がかかるのかなというふうな思いでした。そういった地震に対してなんですけれども、これ熊本地震と同規模の地震が本町において起こった場合、白石町ではどのような被害を想定をされているのか、お考えをお願いします。

○松尾裕哉総務課長

熊本地震のような地震が起こった場合の白石町の被害想定ということでございますが、本町では平成25年度から26年度に行われました佐賀県地震被害等予測調査結果をもとにいたしまして白石町地域防災計画の中で災害対策の基礎となります地震の想定を設定をいたしております。議員御質問の熊本地震と同規模の地震が起こった場合の被害想定としましては、佐賀平野北縁断層帯という断層がございますが、それによります地震が白石町でも一部震度7となるような地震が起こるという想定が先ほど申しました予測結果に基づいて数値が出ております。その数値を申し上げたいと思っておりますが、震度7、このような地震が起こった場合につきましては、建物被害につきましては火災の被害が最も多くなる夕方18時の想定で1万9,000棟中、全壊・焼失棟数が約900棟、全壊・焼失率が4.7%です。それから、半壊棟数が約2,800棟で率としましては14.7%を想定いたしております。また、人的な被害につきましては、大多数の町民が住宅におられ死者数が最も多くなる冬の深夜を想定をいたしまして、その時間帯に滞留人口が約2万6,000人中、死者数が60人、率としまして0.2%、負傷者数が約490人、率としまして1.9%、自力脱出困難者数、約100人で率としまして0.4%を想定をいたしております、非常に多くの町民が被災されるということが予想されております。

以上でございます。

○重富邦夫議員

益城町の防災計画はどうでしたかというふうな質問に対して、主に風水害に対しての防災計画であり、地震の防災計画もそれを応用したものであったと、大規模的な地震であったため、その防災計画自体が全くもって通用しなかったというふうな話でございました。5月31日に熊本市の防災計画改定案というものが出されておりますが、やはり聞き取りをした内容とほぼほぼ合致をしているところもあるのかなというふうな思いもしておりますが、一番の痛手として本町が被災をしたと、本町内にある電算システムというものも同じく被災をし故障し、防災計画の実行というものに大きな支障となったというふうな話でございました。その中で連絡というものはどういうふうにしましたかというふうなことで、広報というものは、そのシステム自体がだめになったからできないと、しかし携帯電話等は使え、被災地内だけで使えるように、外部から入ってこないようなことを管理をしてもらったというふうなことでございました。災害対策本部をもう本庁舎がやられて、また別の候補のところも設置できる状況にな

かったということで、災害対策本部を設置しようにも設置し場所というものがなくて、最初はその庁舎の外に使えるものを何でもかんでも中から引っ張ってきて外に設置したということでした。その後、使えるところというものが保健福祉施設なんかにあったということで見つかって、施設内、そこに設置をされ、その施設内に幾つもの組織が入り乱れたというふうな話でありました。注意点として、そこにはマスコミというものがいっぱい来て情報の管理というものが本当に心配をされたと、誤った情報が流れないように、もうみんな狭いところでぎゅうぎゅうで入り乱れておりますから、そういったところで変な情報が流れないようにというふうに、そこはマスコミと連携をしながらやられたというふうなことでございました。その地震の被災地において熊本の益城町のほうでは役場や避難所が機能不全に陥ったことにより数々の想定外の問題というものが発生をしております。このような被災された自治体というものの教訓というものを生かし防災計画の見直しや避難マニュアルの策定というものを行うべきではないだろうかというふうに思いますが、いかがお考えですか。

○松尾裕哉総務課長

熊本地震におきましては、議員がおっしゃいますとおり役場や避難所が機能不全に陥ったことにより想定しなかった問題が発生したということは伺っております。今月の6日に白石町の防災会議を開催をいたしました。その中で地域防災計画の改修を行いました。熊本地震から得た教訓から修正を加えたものも多数ございます。例えば避難所に設置してありますつり天井等の非構造部材が落下して使用できなくなったことが問題となっております。このことから、非構造部材の耐震化を確保し、非常時に継続して使用できるようにというふうなことで修正を行っております。また、熊本地震では多くの被災者が車上やテントでの避難生活を送られました。このことから町で大規模な駐車場について調査、把握をし、災害時に使用できるように施設管理者と協定を締結し、避難所に準じた運営を行えるように体制を検討すること等も修正をしております。今後も災害の教訓を踏まえまして地域防災計画の改修を随時行っていく所存でございます。

また、住民向けの避難マニュアルでございますが、平成24年9月に作成をして配布をいたしておりますので、もう5年も経過いたしております。今改定時等に熊本地震の教訓を修正等に加えまして住民の皆さんに周知をしていきたいと考えております。

以上です。

○重富邦夫議員

実際、地震というものを受けて、本当にその現場というものが混乱をしたという中で、救助活動、物資の配送など、そういった支援活動というものが必ず出てくるわけなんです。そういうところに地域住民の助け合いといいますか、自助はもちろんのこと共助、公助というこの3つのバランスというものが問われるんだらうというふうに考えております。ここで物資の輸送、備蓄品ですね、を指定避難所に配送するときに、もともと配送をする業者とこういうことがあったらお願いしますというふうな提携をされてたというふうなことでしたが、指定避難所だけでなく公園であったり空き

地やほぼ屋外ですね、そういったところの行政が管理してないところの場所に避難をされた、車の中だったり、そういうところを把握するのにこの提携をされた配送の業者さんではちょっと正直無理があったというふうなことで、ここは自主防災ということで、地元の区長さんに来てもらって集めてもらって統治をしてくれないかというふうなことでお願いをしたところ、地元ということで誰がどこに住んでどの辺にいるというものはよくわかってらっしゃったようで、その物資の配給については本当にスムーズにいったというふうな話を受けました。そこで、人命救助ということに関してですけど、人力で人命救助をするのにも限界があるということで、重機というものがものすごく役に立ったという話だったんですね。この重機を確保する、地域に、この近くに、誰がこの重機を持ってるのかとか、白石町にも建設業者幾つもありますから、リース屋さんもありますし、重機は数多くあると思います。しかし、スピードが要されるということで、近くの現場にいる人がすぐに、あっ、誰々が持ってるからというふうな対応ができるようなシステムができればなというふうな思いを持ちながら話を聞いておりました。これが建設業者さんの重機が遠くにばっかり行ったら、もうすぐに持っていくことがなかなか不可能なことから、小さくてもいいから近くにあるものが、そういったところの把握も大事なんだろうというふうな思いをしております。それに消防団活動として火事はなかったんですかという問いに対して、消防団活動、600人から700人というふうにおっしゃってましたが、避難誘導をするときにブレーカーを落としてください、ガスを閉めてくださいというふうな声かけ、呼びかけを行って避難誘導をされております。そういったところから通電火災は0件、前震のときにたまたま、たまたまと言ったらちょっとあれなんですけど1件小規模の火事が起きただけだったというふうな話でした。水源もない悪路である状況の中、火災が起こってたら本当にどうなってたんだろうというふうな話でもございました。こういった被災地において消防団活動とか住民の助け合いが本当に大きく役割としてあるんだろうというふうに今思っております。大規模地震を想定した避難訓練の実施と住民同士が助け合う意識の向上のため自主防災組織の推進というものが必要ではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○松尾裕哉総務課長

おっしゃられますとおりに日ごろから地域に密着した防火、それから防災活動を行っている消防団につきましては、過去の大規模災害の例を見ましても消火活動、救助活動、危険箇所の警戒活動など幅広い活動に従事し、役割の重要性が再認識をされております。特に白石町消防団員は1,169名という大規模な要員を有しておりまして、大規模災害時に重要な役割を担っていただくことを期待しております。しかしながら、大規模災害発生時の消防団活動や行政が住民一人一人に行う公助には限界がありまして、住民同士が助け合う共助が災害発生初期から避難生活、復興と向かう中で非常に重要なものがあると認識をいたしております。その共助の中心となる自主防災組織の結成が全国で進んでおります。白石におきましては組織率が伸び悩んでおりますが、結成されている組織の中には先進的で活発な活動を行われている組織がございます。組織化する上で最も重要なのはリーダーの発掘、育成という部分で参考にさせていた

だき、きちんと機能する自主防災組織をふやし、組織率の向上に努めていきたいと考えております。

また、住民参加型の避難訓練につきましては町主催で年1回小学校区ごとに開催をしており、毎回地域の実情に合わせた災害想定を行い、災害対策本部設置訓練、要配慮者避難誘導訓練、それから防災講話などを避難訓練とあわせて行っているところでございます。議員御質問の大規模地震訓練を想定した訓練等でございますが、過去には地震想定での避難訓練を実施した地区もございますが、今後は熊本地震の教訓を踏まえまして実践的な避難所運営訓練を行うなど内容の充実を図っていきたいと考えております。

なお、町内で結成されております自主防災組織の中には独自で避難訓練を行っている組織がございます。町が主催します小学校区程度の中域的な避難訓練と並行し、できるだけ小域で組織された自主防災組織で自主的に訓練を行っていただくことが互助の意識をより高めることにつながると考えております。このようなことから自主防災組織の結成の推進に今後力を入れていきたいと考えております。

以上です。

○重富邦夫議員

持ち込み資料の3ページ目の避難者の状況というところを見てほしいんですが、これ前震が来た後、16日の本震というものを受けて、次の日の17日の朝に人口3万4,000人に対して、今、1万6,000人、約半数の方が指定避難所10箇所に避難をされています。これ、把握できている数字で、把握できてないところは含まないというふうなところでしたので、まだ実際は多いんだろうと思います。そういったところで痛感をされたのが対応する職員の数であったと。10箇所の指定避難所に10人から15人を配置をし、職員の数が一般職として180名の中で対応に当たらなければいけなかったというふうなことでした。そこに対して、その中には防災組織の人員も必要でございます。通常業務の人員も必要でございます。それと、対策班、これも必要でございます。この対策班も30名内で構成をされた、そもそも人間が少なかった、職員が少なかったと言われておりました。そういったことから大規模災害時、この災害対策と並行しながら通常業務を行うということは、本当に綿密な計画と訓練が必要と思われれます。本町において業務継続計画、このBCPの策定の状況についてお伺いをいたします。

○松尾裕哉総務課長

業務継続計画につきましては、災害時に行政みずからも被災し、人、物、情報等の利用できる資源に制約がある状況下において優先的に実施すべき業務を特定するとともに業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画でございます。過去の大規模災害で地方公共団体が被災し庁舎や電気、通信機器の使用不能、職員自身の被災等により一時的に行政機能が失われる深刻な事態が発生し災害時の対応に支障を来した事例が多かったことから、国から全国の地方公共団体に早期策定を促されております。まだ白石町には策定しておりませんので、早急に策定に取りかかっているということは考えております。策定の仕方につきましては現在

協議中でございますが、庁内全組織にかかわることでございますので、各課から選出しました町職員から成る策定チームを結成するなどしまして非常時に実施する優先業務の検討を進めるなど各課の意見調整を行いやすい体制で進めていきたいと考えております。

また、計画策定と並行しましてワークショップや地図上でやる図上訓練等を実施しまして職員が災害対応について考える機会を与え、ただ単に計画を策定するだけにならないように、あわせて職員の意識向上にもつながるような方法で策定を考えていきたいと思っております。

以上です。

○重富邦夫議員

BCP、防災対策というものは自然災害が対象ということでございます。BCPは幅広い想定外のリスクというものも対象となり、防災対策以上の想定をしなければならぬ非常に本当に奥の深い計画だろうと捉えております。BCPというものは、これはまだ法制化まではいってないのでしょうか。

○松尾裕哉総務課長

内閣府におきまして地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説というのが策定を平成22年4月にされております。それに基づきまして地方公共団体における業務継続計画の策定促進を図っているというようなことで、必ず今言った作成をしなければならないということではないのではないかと思っております。

以上です。

○重富邦夫議員

これ大企業の約7割が策定済みまたは策定中というふうになっております。この流れから系列会社や孫会社への策定の圧力というものがかかる可能性というものもございます。仮に白石町での企業というものが、仮にJA団体が、そのBCPを策定をしたといたします。そういったとき、まずは自社企業の防災に尽力を尽くし白石町の防災は手薄になるというふうな可能性というものも考えられますが、こういったときお互いの役割というものはどのように考え想定をしていたらよろしいのでしょうか。

○松尾裕哉総務課長

業務継続計画につきましては、特に重要な6要素というものがございます。まず、市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、それから2番目に本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、3番目に電気、水、食料等の確保、4番目に災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、5番目に重要な行政データのバックアップ、それから6番目に非常時優先業務の整理という6要素がございます。これに基づきましてするわけですが、先ほど申しましたように各課職員等で作くりながら策定をしていくという中でございますので、議員おっしゃいますそういうような事態も発生してくると思っておりますので、この辺も含めて策定をしていきたいと考えております。

以上です。

○重富邦夫議員

これは本当に想定の上に想定をされて本当に難しい計画だろうというふうに思いますが、今の話でもありましたとおり、今後ますますこういったところが問われてくるかというふうに思います。最後までしっかりとした防災計画というものをつくっていただき、私が聞き取りをした益城町での話というものを報告書として総務課のほうに上げますので、ぜひとも参考にしていただければというふうに思っております。それで、これは補足ですが、被災地のその復興のところで問題となったことが空き地の財産相続登記というものが復興の妨げになっているところがあると、所有者が誰なのか不明ということが、そういうところも一部あるということをお伝えをして私の一般質問を終わります。

○片渕栄二郎議長

これで重富邦夫議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。

あすは議案審議です。

本日はこれにて散会します。

15時35分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成29年6月13日

白石町議会議長 片 渕 栄二郎

署 名 議 員 片 渕 彰

署 名 議 員 草 場 祥 則

事 務 局 長 小 柳 八 束